

吉野川水系河川整備基本方針

【計画の概要】		【エコ・ネット形成に関連した方針等】
計画分類	■河川整備基本方針・河川整備計画 □海岸保全計画 □広域緑地計画 □緑の基本計画 □その他	<p>●河川の総合的な保全と利用に関する基本方針</p> <p>・河川環境の整備と保全</p> <p>河川環境の整備と保全に関しては、良好な自然環境や動植物の生息・生育環境の保全・創出に努めるとともに、流域住民の積極的な自然体験活動や環境学習等の河川空間利用が盛んであることを踏まえ、河川利用と河川環境との調和のとれた河川整備に努める。このため、流域の自然的・社会的状況を踏まえ、河川環境の整備と保全が適正に行われるよう、空間管理等の目標を定め、地域と連携しながら地域づくりにも資する川づくりを推進する。</p> <p>動植物の生息地・生育地の保全については、ハマシギ等の鳥類の重要な中継地となっている河口干潟やシオマネキ等が生息するヨシ原等の保全に努める。また、アユ等の産卵場や生息場として利用されている瀬、淵の保全に努める。さらに、コアジサシ等の繁殖地として利用され、カワラサイコ等の河原植物の生育地となっているレキ河原の保全に努める</p> <p>良好な景観の維持・形成については、治水との整合を図りつつ、河口干潟、広いレキ河原や川沿いの水害防備林など吉野川らしい雄大な河川景観等の保全に努める。</p> <p>人と河川との豊かなふれあいの確保については、豊かな自然を備えた水辺空間を活かした水上スポーツ、レクリエーション、環境教育の場等として幅広く利用されていることから自然環境との調和を図りつつ、適正な河川の利用に努める。また、関係機関や地域住民等と連携して貴重な自然や水辺空間とのふれあいを体験できる施策等を推進することにより、人と川との関係の再構築に努める。</p>
空間種別	■広域（流域・県単位） □中域（市町村単位） □狭域（地区・箇所単位）	
策定年度	平成17年度	
策定主体	国土交通省	
対象区域	吉野川水系	
目的	河川法に基づき、河川管理者が長期的な視点に立った河川整備の基本的な方針を定めるもの	
概要	<p>河川整備基本方針は、長期的な観点から、国土全体のバランスを考慮し、基本高水、計画高水流量配分等、抽象的な事項を科学的・客観的に定めるものである。</p> <p>●河川の総合的な保全と利用に関する基本方針</p> <p>吉野川水系では、洪水から貴重な生命、財産を守り、地域住民が安心して暮らせるように社会基盤の整備を図る。また、全国有数の暴れ川で「四国三郎」と称され、また地域のシンボルとして慕われてきた自然豊かな河川環境と河川景観を保全、継承するとともに、地域の個性と活力を活かした歴史や文化が実感できる川づくりを目指すため、関係機関や地域住民と情報を共有しつつ、連携を強化しながら治水、利水、環境に関わる施策を総合的に展開する。</p> <p>このような考えのもとに、河川の整備の現状、森林・農地など流域の状況、砂防や治山工事の実施状況、水害発生の状況、河川の利用の現状（水産資源の保護及び漁業を含む）、流域の文化及び河川環境の保全等を考慮し、また関連地域の社会経済情勢の発展に即応するよう環境基本計画及び吉野川水系における水資源開発基本計画等との調整を図り、かつ、土地改良事業などの関連事業及び既存の河川管理施設、水利施設等の機能維持に十分配慮し、水源から河口まで一貫した計画のもとに、段階的な整備を進めるにあたっての目標を明確にして、河川の総合的な保全と利用を図る。</p>	<p>【エコ・ネット形成に関連した個別施策・事業等】</p>
	連携機関	国、県、流域市町村、流域住民
参照	■URL (http://www.mlit.go.jp/river/basic_info/jigyo_keikaku/gaiyou/seibi/yoshino_index.html) □参考文献	

吉野川水系河川整備計画【原案】

【計画の概要】		【エコ・ネット形成に関連した方針等】
計画分類	■河川整備基本方針・河川整備計画 □海岸保全計画 □広域緑地計画 □緑の基本計画 □その他	<p>●吉野川及び旧吉野川・今切川における河川整備の基本理念</p> <p>・河川本来の自然環境を有する吉野川の再生</p> <p>吉野川に残る良好な自然環境や景観を保全するとともに、近年失われつつある吉野川が本来有するレキ河原や水際のなだらかな連続性（エコトーン）、清らかな吉野川の流水など自然環境の再生を図るための施策を展開する。</p> <p>●河川環境の整備と保全に関する目標</p> <p>（動植物の生息・生育・繁殖環境から抜粋）</p> <p>吉野川中流域（池田ダム～第十堰湛水域上流端）では、アユ等に産卵場や生息場として利用されている瀬・淵の良好な水域環境の保全に努める。また、コアジサシ等に繁殖地として利用されている広いレキ河原の保全・再生を図るとともに、生態系に配慮した樹木管理を行う。吉野川河口部では、河口干潟を含む汽水域に生息・生育・繁殖する多様な生物が存在し、渡り鳥の重要な中継地ともなっていることから、今後においても、良好な生物の生息・生育・繁殖環境の保全に向けて継続したモニタリングを行う。</p> <p>旧吉野川においては、ワンドやよどみのある多様な水域・水際環境の保全・再生に努める。</p>
空間種別	■広域（流域・県単位） □中域（市町村単位） □狭域（地区・箇所単位）	
策定年度	策定中（原案段階）	
策定主体	国土交通省	
対象区域	吉野川（国（直轄）管理区間）	
目的	河川法に基づき、河川管理者が長期的な視点に立った河川整備の基本的な方針に基づいた具体的な整備計画を定めるもの	
概要	<p>河川整備計画は、吉野川水系河川整備基本方針に沿って長期的な具体的な整備内容を定めるものである。</p> <p>●河川整備の基本理念</p> <p>環境面では、吉野川の流れは、雄大で、川沿いの竹林やレキ河原など吉野川らしさを代表する自然景観が現在も残り、豊かな自然環境を育んできた。しかし、昭和50年代後半以降、河道内では急速にヤナギ類の群落が発達し、水際部が急勾配となり、レキ河原を減少させている。近年では、シナダレスズメガヤなど外来生物（植物）が侵入し、河川環境の多様性を喪失させている。また、吉野川の河川敷（高水敷）や水際は、住民の憩いの場やさまざまな活動の場として利用されている。岩津上流には、水害防備林として植林され、過去には和傘等の地域産業を支える資材の供給源として大切に管理されてきた竹林等も存在する。これらの吉野川及び旧吉野川・今切川の現状・特徴・課題等を踏まえ、以下の3つを基本理念として、関係機関や地域住民との情報の共有、連携の強化を図りつつ治水、利水、環境に関わる施策を効果的かつ総合的に展開する。このとき、河道区間毎に存在する治水、利水あるいは環境に係る課題を解決するにあたっては、他の分野への影響を十分に配慮しながら調和のとれた施策を実施する。</p>	<p>【エコ・ネット形成に関連した個別施策・事業等】</p> <p>河川整備計画の河川整備の実施に関する事項において、河川環境の整備と保全に関する事項として以下の項目が位置づけられている。</p> <p>○動植物の生息・生育・繁殖環境の保全・再生</p> <p>① レキ河原の保全・再生（吉野川17.0k～64.5k）</p> <p>洪水営力を利用してシナダレスズメガヤが侵入・定着しにくい環境を保全・再生するために、樹木伐採を実施</p> <p>② 水際環境の保全・再生（吉野川左岸：14.0k～77.4k、右岸：14.4k～76.4k）</p> <p>河道の樹林化が原因で水際が直立化した箇所について、樹木伐採を実施</p> <p>○河川空間の整備と適正な利用</p> <p>①人と川とのふれあいに関する施策の推進</p> <p>子どもの水辺四国三郎（美馬市水辺の楽校）（吉野川左岸58k付近）</p> <p>今切川水辺プラザの整備（今切川左岸：百石須地区）</p>
	連携機関	国、県、流域市町村、流域住民
参照	■URL (http://www.toku-mlit.go.jp/river/river_index.html) □参考文献	

那賀川水系河川整備基本方針

【計画の概要】		【エコ・ネット形成に関連した方針等】
計画分類	<input checked="" type="checkbox"/> 河川整備基本方針・河川整備計画 <input type="checkbox"/> 海岸保全計画 <input type="checkbox"/> 広域緑地計画 <input type="checkbox"/> 緑の基本計画 <input type="checkbox"/> その他	<p>●河川の総合的な保全と利用に関する基本方針</p> <p>・河川環境の整備と保全</p> <p>河川環境の整備と保全に関しては、良好な河川景観を保全するとともに、多種多様な動植物が生息する豊かな自然環境を次世代に引き継ぐよう努める。このため、流域の自然的、社会的状況を踏まえ、河川環境の整備と保全が適切に行われるよう、空間管理等の目標を定め、関係機関や地域住民と連携を図りながら地域づくりにも資する川づくりを推進する。</p> <p>動植物の生息地・生育地の保全については、河川環境の生態的な繋がりの重要性を考慮しつつ、水域から陸域への連続性の確保等、多様な動植物の生息・生育環境の保全に努める。</p> <p>良好な景観の維持・形成については、治水との整合を図りつつ、清流と砂礫の調和した河川景観の維持・創出に努める。</p> <p>人と河川との豊かなふれあいの確保については、生活の基盤や歴史・文化・風土を形成してきた那賀川の恵みを活かしつつ、自然とのふれあい、環境学習ができる場として、魅力ある水辺空間の整備・保全を図る。</p>
空間種別	<input checked="" type="checkbox"/> 広域（流域・県単位） <input type="checkbox"/> 中域（市町村単位） <input type="checkbox"/> 狭域（地区・箇所単位）	
策定年度	平成 18 年度	
策定主体	国土交通省	
対象区域	那賀川水系	
目的	河川法に基づき、河川管理者が長期的な視点に立った河川整備の基本的な方針を定めるもの	
概要	<p>河川整備基本方針は、長期的な観点から、国土全体のバランスを考慮し、基本高水、計画高水流量配分等、抽象的な事項を科学的・客観的に定めるものである。</p> <p>●河川の総合的な保全と利用に関する基本方針</p> <p>那賀川水系では、洪水氾濫等による災害から貴重な生命、財産を守り、地域住民が安心して暮らせるように社会基盤の整備を図ることで、洪水や濁水に対して心配のない川づくりを目指す。また、地域住民に慕われてきた自然豊かな河川環境と河川景観を保全、継承するとともに、地域の個性と活力、流域の歴史や文化が実感できる河川環境に配慮し、環境に恵まれた川づくりを目指す。このため、関係機関や地域住民と共通の認識を持ち、連携を強化しながら、治水・利水・環境に関わる施策を総合的に展開する。</p> <p>このような考え方のもとに、河川整備の現状、森林等の流域の状況、砂防や治山工事の実施状況、水害の発生状況、河川の利用の現状（水産資源の保護及び漁業を含む）、流域の歴史、文化及び河川環境の保全等を考慮し、また、関連地域の社会経済情勢の発展に即応するよう環境基本計画等との調整を図り、かつ、土地改良事業や下水道事業等の関連事業及び既存の水利施設等の機能維持に十分配慮し、水源から河口まで一貫した計画のもとに、段階的な整備を進めるにあたっての目標を明確にして、河川の総合的な保全と利用を図る。</p>	<p>【エコ・ネット形成に関連した個別施策・事業等】</p>
	連携機関	国、県、流域市町村、流域住民
参照	<input checked="" type="checkbox"/> URL (http://www.mlit.go.jp/river/basic_info/jigyo_keikaku/gaiyou/seibi/nakagawa83_index.html) <input type="checkbox"/> 参考文献	

那賀川水系河川整備計画

【計画の概要】		【エコ・ネット形成に関連した方針等】
計画分類	<input checked="" type="checkbox"/> 河川整備基本方針・河川整備計画 <input type="checkbox"/> 海岸保全計画 <input type="checkbox"/> 広域緑地計画 <input type="checkbox"/> 緑の基本計画 <input type="checkbox"/> その他	<p>●河川環境の整備と保全に関する目標</p> <p>・動植物の生息・生育に関する目標（抜粋）</p> <p>1) 那賀川上流域（川口ダム上流） 現在有している良好な河川環境の保全に努める。</p> <p>2) 那賀川中流域（川口ダム～十八女橋） 河床状況の変化が魚類等の生息・生育状況に及ぼす影響を把握するとともに、清流と砂レキの復活を目指す。</p> <p>3) 那賀川下流域（十八女橋～潮止め堰） 平瀬の再生と清流の復活を目指す。また、河川内に既に設置される堰などについて、現在の魚道が魚類の遡上・降下に障害となっている場合は改善に努める。また、新たな許可工作物の設置・管理においては、魚類等の移動の連続性が確保出来るように配慮する。</p> <p>4) 那賀川汽水域（潮止め堰～河口） 現在有している良好な河川環境の保全に努める。</p> <p>5) 桑野川 現在有している河川環境の保全に努める。</p>
空間種別	<input checked="" type="checkbox"/> 広域（流域・県単位） <input type="checkbox"/> 中域（市町村単位） <input type="checkbox"/> 狭域（地区・箇所単位）	
策定年度	平成 19 年度	
策定主体	国土交通省、徳島県	
対象区域	那賀川水系【国、徳島県管理区間】	
目的	河川法に基づき、河川管理者が長期的な視点に立った河川整備の基本的な方針に基づいた具体的な整備計画を定めるもの	
概要	<p>河川整備計画は、那賀川水系河川整備基本方針に沿って長期的な具体の整備内容を定めるものである。</p> <p>●河川環境の整備と保全に関する目標</p> <p>・動植物の生息・生育に関する目標</p> <p>河川における環境の整備と保全に関しては、河川環境に関する現在の課題を解決することを目的に各種事業を実施するとともに、河川工事の実施においても河川環境に与える影響を最小限に抑えることで、良好な河川環境の保全に努める。また、堰などの河川内許可工作物の改築等に当たっては魚道の改良などにより動植物の生息・生育環境の向上を目指す。</p>	<p>【エコ・ネット形成に関連した個別施策・事業等】</p> <p>河川整備の実施に関する事項において、河川環境の整備と保全に関する事項として以下の項目が位置づけられている。</p> <p>○動植物の生息・生育環境の保全・再生</p> <p>①那賀川上流域・中流域（十八女橋上流） 長安ロダムの改造に伴う河道内掘削により発生した砂レキの下流部への供給による動植物生息生育環境の改善とモニタリングの実施。</p> <p>②那賀川下流域（十八女橋～潮止め堰） 砂州の固定化、平瀬の現象の原因と考えられる砂州上の樹木の伐採</p> <p>③河川工事の実施における配慮等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・河床掘削（瀬と淵の保全） ・局所洗掘対策（水際環境の再生・創出） ・魚がのぼりやすい川づくり
	連携機関	国、県、流域市町村、流域住民
参照	<input checked="" type="checkbox"/> URL (http://www.skr.mlit.go.jp/nakagawa/seibikeikaku/index.html) <input type="checkbox"/> 参考文献	

土器川水系河川整備基本方針

【計画の概要】		【エコ・ネット形成に関連した方針等】
計画分類	<input checked="" type="checkbox"/> 河川整備基本方針・河川整備計画 <input type="checkbox"/> 海岸保全計画 <input type="checkbox"/> 広域緑地計画 <input type="checkbox"/> 緑の基本計画 <input type="checkbox"/> その他	<p>●河川の総合的な保全と利用に関する基本方針</p> <p>・河川環境の整備と保全</p> <p>動植物の生息地・生育地の保全については、自然環境が多く残る上流部では魚類等の生息場となる瀬・淵の保全に努める。</p> <p>河畔林に囲まれ多様な河川環境が形成されている中流部では、河道整備や維持にあたって、河畔林を一部存置するなど河畔林に配慮し水辺環境の保全に努める。</p> <p>河川水が伏流し瀬切れが見られる下流部では、掘削等の際に伏流水や地下水に配慮するとともに、既存のみお筋やたまり、レキ河原の保全に努める。また、瀬切れが発生している河川の特性を踏まえ、流域関係者と連携しながら、流域での諸調査等を実施し、動植物の生息・生育に必要な環境の把握に努めるとともに、流域におけるため池や出水と本川を結ぶ支川や農業用水路等の水路ネットワークとの連続性の確保や魚類の生息環境の維持に努める。</p> <p>ハクセンシオマネキ等が生息し、シロチドリ等の採餌場となっている河口部では、干潟の保全に努める。</p> <p>生物の多様性を考慮し、生物の生活史を支える環境を確保できるよう良好な自然環境の保全に努める。</p>
空間種別	<input checked="" type="checkbox"/> 広域（流域・県単位） <input type="checkbox"/> 中域（市町村単位） <input type="checkbox"/> 狭域（地区・箇所単位）	
策定年度	平成 19 年度	
策定主体	国土交通省	
対象区域	土器川水系	
目的	河川法に基づき、河川管理者が長期的な視点に立った河川整備の基本的な方針を定めるもの	
概要	<p>河川整備基本方針は、長期的な観点から、国土全体のバランスを考慮し、基本高水、計画高水流量配分等、抽象的な事項を科学的・客観的に定めるものである。</p> <p>●河川の総合的な保全と利用に関する基本方針</p> <p>・河川環境の整備と保全</p> <p>河川環境の整備と保全に関しては、土器川と流域の人々との歴史的・文化的なつながりを踏まえ、多様な動植物の生息・生育する自然環境を保全及び創出し、次世代に引き継ぐよう努める。このため、流域の自然的、社会的状況を踏まえ、空間管理をはじめとした河川環境管理の目標を定め、良好な河川環境の整備と保全に努めるとともに、河川工事等により河川環境に影響を与える場合には、代償措置等によりできるだけ影響の回避・低減に努め、良好な河川環境の維持を図る。また、劣化もしくは失われた河川環境の状況に応じて、河川工事や自然再生により、かつての良好な河川環境の再生に努める。実施にあたっては、地域住民や関係機関と連携しながら地域づくりにも資する川づくりを推進する。</p> <p>良好な景観の維持・形成については、治水との整合を図りつつ、清流と砂礫の調和した河川景観の維持・創出に努める。</p> <p>人と河川との豊かなふれあいの確保については、生活の基盤や歴史・文化・風土を形成してきた那賀川の恵みを活かしつつ、自然とのふれあい、環境学習ができる場として、魅力ある水辺空間の整備・保全を図る。</p>	
連携機関	国、県、流域市町村、流域住民	【エコ・ネット形成に関連した個別施策・事業等】
参照	<input checked="" type="checkbox"/> URL (http://www.mlit.go.jp/river/basic_info/jigyo_keikaku/gaiyou/seibi/doki_index.html) <input type="checkbox"/> 参考文献	

重信川水系河川整備基本方針

【計画の概要】		【エコ・ネット形成に関連した方針等】
計画分類	<input checked="" type="checkbox"/> 河川整備基本方針・河川整備計画 <input type="checkbox"/> 海岸保全計画 <input type="checkbox"/> 広域緑地計画 <input type="checkbox"/> 緑の基本計画 <input type="checkbox"/> その他	<p>●河川の総合的な保全と利用に関する基本方針</p> <p>・河川環境の整備と保全</p> <p>河川環境の整備と保全に関しては、伏流による瀬切れの発生や河床の変動性が大きい急流河川としての特性を踏まえて湧水がある礫河床などの動植物の生息・生育環境の保全に努めるとともに、流域住民による自然体験活動や環境学習等の河川空間利用が盛んであることを踏まえ、河川利用と河川環境との調和のとれた河川整備に努める。</p> <p>動植物の生息地・生育地の保全については、鳥類の重要な中継地となっている河口干潟や底生動物が生息するヨシ群落等の保全に努めるとともに、水域ではアユ等の産卵場や生息の場となっている瀬・淵や清冽な湧水のある礫河床の保全に努める。また、地域住民や関係機関とも連携しながら、多様な動植物の生息の場として良好な自然環境となっている泉や湿地などの保全・再生に努める。</p> <p>良好な景観の維持・形成については、河口干潟、広い礫河原など多様な河川景観の保全に努める。</p> <p>人と河川との豊かなふれあいの確保については、流域の人々の生活の基盤や歴史・風土・文化を形成してきた重信川の恵みを活かしつつ、自然とのふれあいや環境学習の場の整備・保全を図る。また、都市近郊の憩いの場として高水敷などの水辺空間に対する多様なニーズを踏まえ、自然環境との調和を図りつつ、適正な河川の利用に努める。</p>
空間種別	<input checked="" type="checkbox"/> 広域（流域・県単位） <input type="checkbox"/> 中域（市町村単位） <input type="checkbox"/> 狭域（地区・箇所単位）	
策定年度	平成 18 年度	
策定主体	国土交通省	
対象区域	重信川水系	
目的	河川法に基づき、河川管理者が長期的な視点に立った河川整備の基本的な方針を定めるもの	
概要	<p>河川整備基本方針は、長期的な観点から、国土全体のバランスを考慮し、基本高水、計画高水流量配分等、抽象的な事項を科学的・客観的に定めるものである。</p> <p>●河川の総合的な保全と利用に関する基本方針</p> <p>重信川水系では洪水氾濫等による災害から貴重な生命・財産を守り、地域住民が安心して暮らせるよう社会基盤の整備を図る。また、四国最大の都市である松山市において市民の貴重な憩いの場となっている河川空間や沿川の泉及び湿地などの良好な河川環境を保全、継承するとともに、地域の個性と活力や重信川の歴史や文化が実感できる川づくりを目指すため、関係機関や地域住民と共通の認識を持ち、連携を強化しながら、治水・利水・環境に関わる施策を総合的に展開する。</p> <p>このような考え方のもとに、河川整備の現状、森林の状態等の流域の状況、砂防や治山工事の実施状況、水害の発生状況、河川の利用の現状、流域の歴史・文化並びに河川環境の保全等を考慮し、また、関連地域の社会経済情勢の発展に即応するよう環境基本計画等との調整を図り、かつ、土地改良事業や下水道事業等の関連事業及び既存の水利施設等の機能の維持に十分配慮し、水源から河口まで一貫した計画のもとに、段階的な整備を進めるにあたっての目標を明確にして、河川の総合的な保全と利用を図る。</p>	
連携機関	国、県、流域市町村、流域住民	【エコ・ネット形成に関連した個別施策・事業等】
参照	<input checked="" type="checkbox"/> URL (http://www.mlit.go.jp/river/basic_info/jigyo_keikaku/gaiyou/seibi/shigenobu_index.html) <input type="checkbox"/> 参考文献	

重信川水系河川整備計画	
【計画の概要】	
計画分類	<input checked="" type="checkbox"/> 河川整備基本方針・河川整備計画 <input type="checkbox"/> 海岸保全計画 <input type="checkbox"/> 広域緑地計画 <input type="checkbox"/> 緑の基本計画 <input type="checkbox"/> その他
空間種別	<input checked="" type="checkbox"/> 広域（流域・県単位） <input type="checkbox"/> 中域（市町村単位） <input type="checkbox"/> 狭域（地区・箇所単位）
策定年度	平成 20 年度
策定主体	国土交通省
対象区域	重信川（国管理区間）
目的	河川法に基づき、河川管理者が長期的な視点に立った河川整備の基本的な方針に基づいた具体的な整備計画を定めるもの
概要	<p>河川整備計画は、重信川水系河川整備基本方針に沿って長期的な具体的な整備内容を定めるものである。</p> <p>●河川整備の基本理念</p> <p>○安全で、安心できる重信川の実現</p> <p>洪水、高潮等さまざまな水害から地域住民の人命と財産を守り、人々が安心して暮らせる地域の実現に向け、各種治水対策を展開し促進するとともに、整備した河川管理施設の機能維持を図り、さらに管理を高度化するための施策を講ずる。また、関係機関や地域住民と連携しながら流域一体となって、渇水被害の少ない安心できる川づくりを目指す。</p> <p>○重信川を軸とした水と緑のネットワークの形成</p> <p>河口干潟、霞堤、河畔林、水辺植生や川沿いの泉など、重信川が有する特徴的な環境を守り、育て、連携し、河口から源流へ、重信川から川沿いの地域へと繋がる水と緑のネットワークの形成を図り、河川本来の豊かな自然環境、景観の回復に努め、自然との共生が実感できる川づくりを目指す。</p> <p>○重信川を媒体とした自然と人、人と人がふれあう交流と学習の場の形成</p> <p>地域の自然環境、景観や社会環境との調和を図るとともに、重信川を持つ河川空間の独自性を発揮して、レクリエーション活動や自然体験活動、環境学習等の場としての機能を高め、多様な水辺環境を創出することによって、人々が憩い、楽しみ、学べる川づくりを目指す。</p>
連携機関	国、県、流域市町村、流域住民
参照	<input checked="" type="checkbox"/> URL (http://www.skr.mlit.go.jp/matsuyam/river/seibikeikaku/) <input type="checkbox"/> 参考文献

【エコ・ネット形成に関連した方針等】	
<p>●河川環境の整備と保全に関する目標</p> <p>・動植物の生息、生育、繁殖に関する区間別の目標（要約）</p> <p>① 重信川中流域（石手川合流点付近～国管理区間上流端）</p> <p>水と緑のネットワークの再生を目指すため、現状で河道内に残る、瀬や淵のある水域、湧水箇所、礫河原等の環境の保全に努める。また、霞堤の多自然化等や、支川や水路、泉などとともに重信川と川沿いの地域との生物の移動や環境の連続性を確保する水のネットワークとしての機能の維持、確保に努める。エコトーンとして多様な生物の生息、生育、繁殖の場となっている水辺植生や、かつて部分的に連続していた河畔林についても生物の移動や環境の連続性に配慮した緑のネットワークの保全、再生を目指す。</p> <p>②重信川下流域（河口～石手川合流点付近）</p> <p>ヨシ原等の良好な生息、生育、繁殖環境の保全、再生に努める。</p> <p>③石手川（国管理区間）</p> <p>石手川下流域のヨシ原は、多様な生物が生息、生育する河川環境として重要であるため、その保全に努める。</p> <p>④石手川ダム</p> <p>石手川ダム湖は、渡り鳥の重要な越冬地等になっており、多様な生物が生息、生育、繁殖する環境として重要であるため、その保全に努める。</p>	
【エコ・ネット形成に関連した個別施策・事業等】	
<p>「河川環境の整備と保全に関する事項（1）動植物の生息、生育、繁殖環境の保全・再生」において、生物の移動や生息環境の連続性を確保し、多様な動植物の生息、生育、繁殖環境の保全、再生の観点から下記事業が位置づけされている。</p> <p>○ 重信川中流域（石手川合流点～国管理区間上流端）</p> <p>①水と緑のネットワークの確保（霞堤の環境再生、水辺植生の保全、再生）</p> <p>※コラムとして「広瀬霞の再生事業」「松原泉の再生事業」を掲載</p> <p>②樹林の保全、再生</p> <p>○ 重信川下流域（河口～石手川合流点）</p> <p>①水辺植生の保全、再生</p> <p>②干潟の保全</p> <p>○石手川（国管理区間）、石手川ダム</p> <p>石手川下流域のヨシ原保全、石手川ダム湖の保全</p>	

肱川水系河川整備基本方針	
【計画の概要】	
計画分類	<input checked="" type="checkbox"/> 河川整備基本方針・河川整備計画 <input type="checkbox"/> 海岸保全計画 <input type="checkbox"/> 広域緑地計画 <input type="checkbox"/> 緑の基本計画 <input type="checkbox"/> その他
空間種別	<input checked="" type="checkbox"/> 広域（流域・県単位） <input type="checkbox"/> 中域（市町村単位） <input type="checkbox"/> 狭域（地区・箇所単位）
策定年度	平成 15 年度
策定主体	国土交通省
対象区域	肱川水系
目的	河川法に基づき、河川管理者が長期的な視点に立った河川整備の基本的な方針を定めるもの
概要	<p>河川整備基本方針は、長期的な観点から、国土全体のバランスを考慮し、基本高水、計画高水流量配分等、抽象的な事項を科学的・客観的に定めるものである。</p> <p>●河川の総合的な保全と利用に関する基本方針</p> <p>肱川水系では、平成 7 年 7 月洪水等の経験を踏まえ、洪水から貴重な生命・財産を守り、地域が安心して暮らせるように社会基盤の整備を図るとともに、自然豊かな水辺環境を保全・継承するため、関係機関や地域住民と情報を共有しつつ、連携を深めながら治水・利水・環境に関わる施策を総合的に展開する。</p> <p>このような考え方のもとに、河川整備、砂防、治山対策の現状及び水害発生状況、河川利用の現況（水産資源の保護及び漁業を含む）、流域の文化及び河川環境を考慮し、さらには地域づくりへの支援を行いつつ、地域の社会・経済情勢との調和や環境基本計画、関連する土地改良事業、下水道事業等との調整を図り、既存の水利施設等の機能の維持に十分配慮して、水源から河口まで一貫した基本方針に基づき、段階的な目標を明確にして整備を進めることによって、河川の総合的な保全と利用を図る。</p>
連携機関	国、県、流域市町村、流域住民
参照	<input checked="" type="checkbox"/> URL (http://www.mlit.go.jp/river/basic_info/jigyo_keikaku/gaiyou/seibi/hijikawa_index.html) <input type="checkbox"/> 参考文献

肱川水系河川整備計画（中下流圏域）	
【計画の概要】	
計画分類	<input checked="" type="checkbox"/> 河川整備基本方針・河川整備計画 <input type="checkbox"/> 海岸保全計画 <input type="checkbox"/> 広域緑地計画 <input type="checkbox"/> 緑の基本計画 <input type="checkbox"/> その他
空間種別	<input checked="" type="checkbox"/> 広域（流域・県単位） <input type="checkbox"/> 中域（市町村単位） <input type="checkbox"/> 狭域（地区・箇所単位）
策定年度	平成 16 年度
策定主体	国土交通省、愛媛県
対象区域	肱川水系（中下流圏域）
目的	河川法に基づき、河川管理者が長期的な視点に立った河川整備の基本的な方針に基づいた具体的な整備計画を定めるもの
概要	<p>河川整備計画は、肱川水系河川整備基本方針に沿って長期的な具体的な整備内容を定めるものである。</p> <p>●河川整備の理念</p> <p>○地域の風土と調和を図った河川整備</p> <p>「洪水・高潮等による災害の発生の防止又は軽減」および「河川の適正な利用および流水の正常な機能の維持」に関する河川整備の理念を踏まえつつ、河川管理者のみならず地域の方々とともに、肱川流域の良好な自然環境、景観、河川空間利用等肱川の自然・文化・歴史と調和を図った河川環境整備を実施する。</p>
連携機関	国、県、流域市町村、流域住民
参照	<input checked="" type="checkbox"/> URL (http://www.skr.mlit.go.jp/oozu/kawanavi/kasenseibi/index.html) <input type="checkbox"/> 参考文献
【エコ・ネット形成に関連した方針等】	
<p>●河川環境の整備と保全に関する目標</p> <p>流水の正常な機能の維持に関する目標を踏まえつつ、自然河岸や瀬・淵・河原の保全、河道内樹木の適正な管理、ナゲなどの伝統工法の活用を行い、肱川における動植物の保護、漁業、観光・景観、流水の清潔の保持といった河川環境の保全を目指す。</p> <p>河道内の樹木群や瀬、淵などの河道形態は、良好な動植物の生息・生育環境を提供し、またそれ自体が、水と緑の織りなす豊かな自然環境を形成していることから、流域住民と連携しながら良好で美しい河道形態の整備と保全を目指す。</p> <p>河川空間の利用については、大洲市有数の観光行事である「鶴飼い」や中下流域で行われているカヌー、鹿野川湖でのボート（漕艇）など多くの水面利用がなされていることから、河川環境と調和した整備を目指す。</p>	
【エコ・ネット形成に関連した個別施策・事業等】	
<p>「河川環境、河川利用の場としての整備」において、以下の事業が位置づけられている。</p> <p>●河川環境</p> <p>・河道整備における河川環境の保全と整備</p> <p>魚類等の生息環境の保全に関し河川の横断構造物（大洲床止め等）に魚道を設置・改善する他、稚魚が遡上する際の休息場となるワンドを形成しているナゲなどの保全を図り、魚ののぼりやすい川づくりを行う。</p> <p>●河川利用の場としての整備</p> <p>肱川水と緑のネットワーク※構想として、浄化用水の導入による大洲城内壕跡水路の復活や河川敷、水辺の散策路等の整備により水郷大洲にふさわしい河川環境、河川利用の場を創出する。</p> <p>※ 水と緑のネットワークは、都市化の進展などにより、水量の減少、水質の悪化、湧水の枯渇、良好な緑の減少、生物の生育・生息環境の喪失など、都市環境の悪化してきた地域において、「水」と「緑」豊かな「ネットワーク」を形成するものである。</p>	

渡川水系河川整備基本方針	
【計画の概要】	
計画分類	<input checked="" type="checkbox"/> 河川整備基本方針・河川整備計画 <input type="checkbox"/> 海岸保全計画 <input type="checkbox"/> 広域緑地計画 <input type="checkbox"/> 緑の基本計画 <input type="checkbox"/> その他
空間種別	<input checked="" type="checkbox"/> 広域（流域・県単位） <input type="checkbox"/> 中域（市町村単位） <input type="checkbox"/> 狭域（地区・箇所単位）
策定年度	平成 20 年度
策定主体	国土交通省
対象区域	渡川水系
目的	河川法に基づき、河川管理者が長期的な視点に立った河川整備の基本的な方針を定めるもの
概要	<p>河川整備基本方針は、長期的な観点から、国土全体のバランスを考慮し、基本高水、計画高水流量配分等、抽象的な事項を科学的・客観的に定めるものである。</p> <p>●河川の総合的な保全と利用に関する基本方針</p> <p>渡川水系では、洪水氾濫等による災害から貴重な生命、財産を守り、地域住民が安心して暮らせるように河川等の整備を図る。また、河口部の干潟や汽水域、瀬・淵、ワンド、河岸等の多様な水域を有する四万十川全体の自然の営みを保全、継承、創出するとともに、地域の個性と活力、歴史や文化が実感できるより良い川づくりを目指し、「清流四万十川」を次世代に継承していく。このため、関係機関や地域住民と連携を強化しながら、河川の多様性を意識しつつ治水・利水・環境に関わる施策を総合的に展開する。</p>
連携機関	国、県、流域市町村、流域住民
参照	<input checked="" type="checkbox"/> URL (http://www.mlit.go.jp/river/basic_info/jigyo_keikaku/gaiyou/seibi/watari_index.html#) <input type="checkbox"/> 参考文献
【エコ・ネット形成に関連した方針等】	
<p>●河川の総合的な保全と利用に関する基本方針</p> <p>・河川環境の整備と保全</p> <p>動植物の生息地・生育地・繁殖地の保全については、多様な動植物を育む瀬・淵やワンド、河岸、河畔林、河口干潟等の定期的なモニタリングを行いながら、生物の生活史を支える環境を確保できるよう良好な自然環境の保全に努める。また河川環境に影響を与えている外来種については、地域に対して情報提供を行い、関係機関や地域住民と連携して外来種の移入回避や必要に応じて駆除等を実施し、生息域拡大防止等に努める。</p> <p>四万十川上流部では、アマゴやモクズガニ等が生息・繁殖する自然豊かな溪流環境の保全に努める。</p> <p>四万十川中流部では、アユカケやテナガエビ等が生息・繁殖する瀬・淵環境等の良好な河川環境の保全に努める。</p> <p>四万十川下流部では、アユの産卵場となる瀬、ヨドシロヘリハンミョウ等の昆虫類やハクセンシオマネキ等の底生動物にとって重要な生息・繁殖環境となっているヨシ帯や干潟環境の保全に努める。また、アカメ等の仔稚魚の生息場となっているコアモモや四万十川を代表する水産資源であるスジアオノリの生育環境の保全等に努める。</p> <p>後川では、ヒナイシドジョウ等の魚類の生息・繁殖環境である瀬の保全に努める。</p> <p>中筋川では、ヒメナミキ、ヨコミゾドロムシ、セスジイトトンボ等が生育・生息・繁殖する湿地環境の保全に努める。</p>	
【エコ・ネット形成に関連した個別施策・事業等】	
/	

渡川水系中筋川河川整備計画

【計画の概要】		【エコ・ネット形成に関連した方針等】
計画分類	<input checked="" type="checkbox"/> 河川整備基本方針・河川整備計画 <input type="checkbox"/> 海岸保全計画 <input type="checkbox"/> 広域緑地計画 <input type="checkbox"/> 緑の基本計画 <input type="checkbox"/> その他	<p>●中筋川河川整備の基本方針より抜粋</p> <ul style="list-style-type: none"> ・沿川周辺の自然と水辺の連続性を保全 <p>川が山際近くを貫流し、川と山、水田、湿地帯と連続するといった、様々な生物にとって棲みやすい自然環境の保全を図るとともに、清流四万十川に合流する支川として水質の改善を図る。</p> <p>●河川環境の整備と保全に関する目標</p> <p>中筋川を生息・生育の場とする多様な生物は、中筋川が有する淵、洲、湿地等の多様な河川形状と関係が強いと思われる。よって河川の自然環境に関する基礎データを系統的に収集し、河川の人工的な改変を極力抑えるよう努め、良好な河川環境の保全に努める。</p> <p>河川空間については、自然が多く残されている間地区の樹木群や湿地帯を小学生をはじめ子供達が、自然を観察するための学習のフィールドとして活用しながら保全に努める。また、ダム湖及び周辺について、自然環境の保全を図るとともに、自然との触れあいや環境学習の場としての利用を図る。</p>
空間種別	<input checked="" type="checkbox"/> 広域（流域・県単位） <input type="checkbox"/> 中域（市町村単位） <input type="checkbox"/> 狭域（地区・箇所単位）	
策定年度	平成 19 年度	
策定主体	国土交通省	
対象区域	渡川水系中筋川（国直轄管理区間）	<p>【エコ・ネット形成に関連した個別施策・事業等】</p> <p>河川の整備の実施に関する事項において、以下が位置づけられている。</p> <p>●自然環境の保全</p> <p>中筋川沿川は、かつて山と水田と川が連続する空間が広がっていたが、築堤等各種の事業により空間の連続性が損なわれつつある。左岸は土佐くろしお鉄道が運行し、国道 56 号線の沿線で宅地化が進んでいる。右岸は水田・湿地帯・自然河岸が多く残っており、これらの自然環境は、自然景観にとどまらず、生物の多様な生息・生育環境としても保全・再生に努めるべき貴重な空間である。</p> <p>以上のとおり、豊かな自然と生物にとって良好な環境に囲まれた中筋川の河川整備にあたっては、治水上の安全性を確保しつつ、地域住民、専門家との連携を図り、適切な措置を講じる。</p>
目的	<p>河川法に基づき、河川管理者が長期的な視点に立った河川整備の基本的な方針に基づいた具体的な整備計画を定めるもの</p> <p>河川整備計画は、渡川水系河川整備基本方針に沿って長期的な具体的な整備内容を定めるものである。</p> <p>●河川整備計画の目標に関する事項</p> <p>中筋川直轄区間の沿川は、従来農地として整備されてきたが、近年、中村市と宿毛市を結ぶ地域として道路、鉄道が整備されるとともに、宅地化の進行および産業、物流拠点の進出が見られる。このため、もともと水害に対して脆弱な地域であることから、洪水に対する災害ポテンシャルの増大を招いている。また、流域内での水需要量が増大するとともに、河川での安定した水供給を求める要望がある。</p> <p>一方、これまでの河川工事の進捗に伴い、河岸の多くが人工化され、生物の多様な生息・生育環境が失われつつある。</p> <p>また、河川の勾配が非常に緩いことから、水質面では汚濁物質が滞留しやすく水質汚濁の一因となっている。このため、中筋川及び本川四万十川の生物の生息・生育環境の保全を目的として、流域をあげて汚濁負荷削減に向けての取り組みが必要である。</p> <p>このような中筋川の河川整備は、以下の事項を基本方針として地域住民と連携を図りながら推進していく必要がある。</p>	
連携機関	国、県、流域市町村、流域住民	
参照	<input checked="" type="checkbox"/> URL (http://www.skr.mlit.go.jp/nakamura/river/naka/s_plan/siryou.html) <input type="checkbox"/> 参考文献	

仁淀川水系河川整備基本方針

【計画の概要】		【エコ・ネット形成に関連した方針等】
計画分類	<input checked="" type="checkbox"/> 河川整備基本方針・河川整備計画 <input type="checkbox"/> 海岸保全計画 <input type="checkbox"/> 広域緑地計画 <input type="checkbox"/> 緑の基本計画 <input type="checkbox"/> その他	<p>●河川の総合的な保全と利用に関する基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・河川環境の整備と保全 <p>河川環境の整備と保全に関しては、これまでの流域の人々と仁淀川との歴史的・文化的な関わりをふまえ、自然豊かな河川環境、良質な水質、豊かな水面と砂州、そして周辺の緑が織りなす美しい河川景観を保つとともに、川漁、水遊び、キャンプ等の河川利用の場として流域内外の人々から親しまれる仁淀川の個性と魅力を次世代に引き継ぐよう努める。このため、地域毎の自然的、社会的状況に適した河川空間の管理を含めた河川環境管理の目標を定め、良好な河川環境の整備と保全に努めるとともに、河川工事等により河川環境に影響を与える場合には、代償措置等によりできるだけ影響の回避・低減に努め、良好な河川環境の維持を図る。また、劣化もしくは失われた河川環境の状況に応じて、河川工事や自然再生により、かつての良好な河川環境の再生に努める。実施にあたっては、地域住民や関係機関と連携しながら地域づくりにも資する川づくりを推進する。</p> <p>動植物の生息・生育・繁殖地の保全については、多様な動植物を育む瀬・淵や河岸、河畔林、砂州等の定期的なモニタリングを行いながら、河川環境の生態的な繋がり的重要性を考慮しつつ、水域から陸域への連続性を確保する等、生物の生活史を支える環境が確保できるよう、良好な自然環境の保全に努める。上流域では、ブチサンショウウオ、オオダイガハラサンショウウオの産卵場・幼生の生息場である溪流、アマゴ、タカハヤ等が生息する河川環境などの保全に努める。中流域では、アユ等の生息・繁殖場となっている瀬などの保全に努める。下流域では、コアジサシ、イカルドリ等の繁殖地である磯河原、アユ等の生息・繁殖場となっている瀬、エナガ、メジロ等の鳥類、ハグロトンボ、ヤナギルリハムシ等の昆虫類の生息場所であるヤナギ類等の河畔林の保全に努める。また、ウミホソチビゴミムシやシオマネキ等が生息・繁殖する河口の河川環境の保全・復元に努める。外来種については、関係機関と連携して移入回避や必要に応じて駆除等を実施する。</p>
空間種別	<input checked="" type="checkbox"/> 広域（流域・県単位） <input type="checkbox"/> 中域（市町村単位） <input type="checkbox"/> 狭域（地区・箇所単位）	
策定年度	平成 19 年度	
策定主体	国土交通省	
対象区域	仁淀川水系	<p>【エコ・ネット形成に関連した個別施策・事業等】</p>
目的	<p>河川法に基づき、河川管理者が長期的な視点に立った河川整備の基本的な方針を定めるもの</p> <p>河川整備基本方針は、長期的な観点から、国土全体のバランスを考慮し、基本高水、計画高水流量配分等、抽象的な事項を科学的・客観的に定めるものである。</p> <p>●河川の総合的な保全と利用に関する基本方針</p> <p>仁淀川水系では、洪水氾濫や大規模地震・津波等による災害から貴重な生命、財産を守り、地域住民が安心して暮らせるよう河川等の整備を図る。また、歴史や文化を育み産業を支えてきた地域の共有財産であり、自然豊かな河川環境、きわめて良質な水質、豊かな水面と砂州そして周辺の緑が織りなす美しい河川景観を持ち、川漁、水遊び、キャンプ等の河川利用の場として流域内外の人々から親しまれる仁淀川の個性と魅力を保全、継承するとともに、それらを実感できる川づくりを目指す。このため、関係機関や地域住民と共通の認識を持ち、連携を強化しながら、治水・利水・環境に関わる施策を総合的に展開する。</p> <p>このような考え方のもとに、河川整備の現状、森林等の流域の状況、砂防や治山工事の実施状況、水害の発生状況、河口付近の海岸の状況、河川の利用の現状（水産資源の保護及び漁業を含む）、流域の歴史、文化並びに河川環境の保全等を考慮し、また、関連地域の社会経済情勢の発展に即応するよう環境基本計画等との調整を図り、かつ、土地改良事業や下水道事業等の関連事業及び既存の水利施設等の機能維持に十分配慮し、水源から河口まで一貫した計画のもとに、段階的な整備を進めるにあたっての目標を明確にして、河川の総合的な保全と利用を図る。</p>	
連携機関	国、県、流域市町村、流域住民	
参照	<input checked="" type="checkbox"/> URL (http://www.mlit.go.jp/river/basic_info/jigyo_keikaku/gaiyou/seibi/niyodo_index.html) <input type="checkbox"/> 参考文献	

物部川水系河川整備基本方針

【計画の概要】		【エコ・ネット形成に関連した方針等】
計画分類	■河川整備基本方針・河川整備計画 □海岸保全計画 □広域緑地計画 □緑の基本計画 □その他	●河川の総合的な保全と利用に関する基本方針 河川環境の整備と保全に関しては、これまでの流域の人々と物部川との関わりを考慮しつつ、物部川の流が生み出した良好な自然環境と河川景観を保全し、多様な動植物の生息・生育する豊かな自然環境を次世代に引き継ぐよう努める。このため、流域の自然的、社会的状況を踏まえ、空間管理をはじめとした河川環境管理の目標を定め、良好な河川環境の整備と保全に努めるとともに、河川工事等により河川環境に影響を与える場合には、代償措置等によりできるだけ影響の回避・低減に努め、良好な河川環境の維持を図る。実施にあたっては、地域住民や関係機関と連携しながら地域づくりにも資する川づくりを推進する。 動植物の生息地・生育地の保全については、上流域のアマゴやオオダイガハラサンショウウオ等が生息する自然豊かな清流の保全に努める。下流域ではアユ等の産卵場や生息場となる瀬の保全、カワラヨモギ等の河原固有の植物が生息する砂礫地の保全、トンボ類やカエル類の生息場となる湧水・伏流水に起因するワンドの保全、渡り鳥の越冬地や中継地、ミサゴ等の猛禽類の採餌場となる河口域一体の保全に努める。
空間種別	■広域（流域・県単位） □中域（市町村単位） □狭域（地区・箇所単位）	
策定年度	平成18年度	
策定主体	国土交通省	
対象区域	物部川水系	
目的	河川法に基づき、河川管理者が長期的な視点に立った河川整備の基本的な方針を定めるもの	
概要	河川整備基本方針は、長期的な観点から、国土全体のバランスを考慮し、基本高水、計画高水流量配分等、抽象的な事項を科学的・客観的に定めるものである。 ●河川の総合的な保全と利用に関する基本方針 物部川水系では洪水氾濫等による災害から貴重な生命、財産を守り、地域住民が安心して暮らせるように社会基盤の整備を図る。また、物部川の自然豊かな河川環境と別府峡をはじめとした緑と河川が織りなす河川景観を保全、継承するとともに、地域の個性と活力や物部川の歴史や文化が実感できる川づくりを目指すため、関係機関や地域住民と共通の認識を持ち、連携を強化しながら、治水・利水・環境に関わる施策を総合的に展開する。 このような考え方のもとに、河川整備の現状、森林等の流域の状況、砂防や治山工事の実施状況、水害の発生状況、河口付近の海岸の状況、河川の利用の現状（水産資源の保護及び漁業を含む）、流域の歴史・文化並びに河川環境の保全等を考慮し、また、関連地域の社会経済情勢の発展に即応するよう環境基本計画等との調整を図り、かつ、土地改良事業や下水道事業等の関連事業及び既存の水利施設等の機能の維持に十分配慮し、水源から河口まで一貫した計画のもとに、段階的な整備を進めるにあたっての目標を明確にして、河川の総合的な保全と利用を図る。	
	連携機関	国、県、流域市町村、流域住民
参照	■URL（ http://www.mlit.go.jp/river/basic_info/jigyo_keikaku/gaiyou/seibi/monobe_index.html ） □参考文献	【エコ・ネット形成に関連した個別施策・事業等】

物部川水系河川整備計画【素案】

【計画の概要】		【エコ・ネット形成に関連した方針等】
計画分類	■河川整備基本方針・河川整備計画 □海岸保全計画 □広域緑地計画 □緑の基本計画 □その他	●河川環境の整備と保全に関する目標 河川環境については、河川環境情報図等の基礎情報を活用しながら、治水・利水等との整合を図りつつ良好な河川環境の保全に努める。また、今後もモニタリングにより環境の評価を実施し、必要に応じて自然再生事業等を関係機関、地域住民等と連携しながら実施する。 なお、河川工事等の際には、多自然川づくりの理念に基づくことなどにより、地域の暮らしや歴史・文化との調和に配慮するとともに、河川が元来有している動植物の生息・生育・繁殖環境および多様な河川景観の保全に努める。 (1) 動植物の生息・生育・繁殖環境の保全・再生 物部川流域に残る上流域の自然豊かな清流の環境や中流域の環境、下流域のレキ河原や瀬・淵、ワンド・たまり等の緩流・止水域等の多様で良好な自然環境については、治水・利水面の施策とも調整を図りつつ、地域住民や関係機関と連携して保全に努める。 また、レキ河原の減少、瀬におけるアユ等の生息・繁殖環境に適した河床の減少等、動植物の生息・生育・繁殖環境への影響が懸念される課題については、今後も対応策とその効果に関する検討を進め、改善を目指す。 県管理区間である各支川でも、現在ある自然豊かな河川環境の保全に努める。
空間種別	■広域（流域・県単位） □中域（市町村単位） □狭域（地区・箇所単位）	
策定年度	策定中（素案段階）	
策定主体	国土交通省・高知県	
対象区域	物部川水系	
目的	河川法に基づき、河川管理者が長期的な視点に立った河川整備の基本的な方針に基づいた具体的な整備計画を定めるもの	
概要	河川整備計画は、物部川水系河川整備基本方針に沿って長期的な具体的な整備内容を定めるものである。 ●河川整備計画の目標に関する事項 ◆豊かな自然に恵まれた清流の流れる川づくり 物部川では、流水の正常な機能を維持するための流量が満足されておらず、統合堰下流の河川流量は少ない。また、上流域の山腹崩壊等の要因による濁水の長期化や河道内樹木の繁茂によるレキ河原の減少等の課題も発生している。これらにより、元来の川の姿が変化し、アユ等の動植物の生息・生育・繁殖環境に影響をおよぼしている。このため、物部川の水量を確保し、レキ河原や清らかな流れの保全・再生を図ることなどにより、生態系や景観に配慮した、動植物を育む清流の流れる川づくりを目指す。 ◆地域の自然・景観・社会環境に調和した河川利用の盛んな川づくり 物部川は、豊かな自然が残されており、地域住民の憩いの場や各種イベントの場、水遊びや遊漁等の場として多岐にわたり利用されている。また、地域一体となった河川整備、河川空間利用が行われており、地域住民の物部川への関心は高い。このため、物部川の自然を貴重な財産としてとらえ、河川環境や流域の歴史・文化と調和した川づくりを推進する。	
	連携機関	国、県、流域市町村、流域住民
参照	■URL（ http://www.skr.mlit.go.jp/kochi/river/monobeseibikeikaku/home/keikaku.html ） □参考文献	【エコ・ネット形成に関連した個別施策・事業等】 河川の整備の実施に関する事項において、以下が位置づけられている。 (1) 動植物の生息・生育・繁殖環境の保全・再生（要約） 1) レキ河原等の保全・再生 物部川らしい広いレキ河原を保全・再生するとともに、アユの産卵場の保全・再生を目的として、多様な粒径をもつ変化に富んだ河床形態の形成に努める。 2) 河川工事の実施における配慮等 ①瀬と淵の保全等：動植物の生息・生育環境に配慮した河道整備 ②良好な水際環境の整備：水際のエコトーンの形成 ③地下水等の保全：湧水・伏流水の状態や周辺の地下水位に配慮した工事の実施

徳島県海岸保全基本計画

【計画の概要】		【エコ・ネット形成に関連した方針等】
計画分類	<input type="checkbox"/> 河川整備基本方針・河川整備計画 <input checked="" type="checkbox"/> 海岸保全計画 <input type="checkbox"/> 広域緑地計画 <input type="checkbox"/> 緑の基本計画 <input type="checkbox"/> その他	<p>●環境面での基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・貴重な自然を育む海岸づくり ウミガメの上陸地やサンゴの群生地、減少しつつある藻場や干潟などの保護、保全に努めます。 ・自然と共生する海岸づくり 海岸保全施設の整備においては、自然環境に対する配慮など、自然と共生する海岸づくりを進めます。 ・海岸愛護への意識啓発 自然環境の保全を図るために、海岸清掃活動や環境学習活動等を推進します。 <p>●利用面での基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・親しまれる海辺づくり 豊かな自然環境を活かしたレクリエーションや環境学習などの多様な利用に対応し、地域に親しまれる海辺づくりを進めます。 ・誰もが利用しやすい海辺づくり 海岸への案内標識の充実とともに、階段護岸などのアクセス路やトイレなどの利便施設のバリアフリー化を図ります。 ・みんなで守る海辺のルール 各種レクリエーションや漁業活動など海辺で共存している各種利用に対し、適切な海岸利用のためのルールづくりや利用マナーの啓発に努めます。
空間種別	<input checked="" type="checkbox"/> 広域（流域・県単位） <input type="checkbox"/> 中域（市町村単位） <input type="checkbox"/> 狭域（地区・箇所単位）	
策定年度	平成 15 年度	
策定主体	徳島県	
対象区域	徳島県沿岸全域	
目的	<p>国では、海岸の防護、環境及び利用の調和の取れた総合的な海岸の保全を計画的に推進し、地域の実情に応じた海岸保全を進めていくため、海岸法を一部改正し、「海岸保全基本方針」策定した。</p> <p>海岸保全基本計画は、国の定める「海岸保全基本方針」に基づき、各海岸の整備の方向性や保全施設の整備内容について県が策定するものである。</p>	
概要	<p>徳島県の沿岸域は、北は播磨灘（阿波讃岐沿岸）、東は紀伊水道（紀伊水道西沿岸）、南は太平洋（海部灘沿岸）に面し、それぞれ異なる自然環境を有しているため、徳島県では、紀伊水道西沿岸、海部灘沿岸（高知県と共同）及び讃岐阿波沿岸（香川県と共同）の3沿岸で海岸基本計画を策定している。</p> <p>●各沿岸での海岸づくりのテーマ</p> <p><讃岐阿波沿岸> 讃岐から阿波の豊かな自然と共生し、にぎわいがあり、安全で親しみのある海岸の創出</p> <p><紀伊水道西沿岸> 鳴門から阿南へ 暮らしを守り 自然と人が息づく阿波の海岸づくり</p> <p><海部灘沿岸> 海部灘特有の自然と 海岸利用の調和を図り、安心して暮らせる郷土の海岸づくり</p>	
連携機関	香川県、高知県	<p>【エコ・ネット形成に関連した個別施策・事業等】</p> <p>防護、環境、利用の調和の取れた海岸整備を行うため、全沿岸域について総合的な視点からの海岸タイプ区分を行い、配慮事項と整備の方向性を示しているが、詳細な整備内容の検討に当たっては、地域住民や地元自治体の意見も参考にしながら事業計画を進めることとしている。</p>
参照	<input checked="" type="checkbox"/> URL (http://doboku.pref.tokushima.jp/05taskinfo/02river/kaigan/default.htm) <input type="checkbox"/> 参考文献	

香川県海岸保全基本計画

【計画の概要】		【エコ・ネット形成に関連した方針等】
計画分類	<input type="checkbox"/> 河川整備基本方針・河川整備計画 <input checked="" type="checkbox"/> 海岸保全計画 <input type="checkbox"/> 広域緑地計画 <input type="checkbox"/> 緑の基本計画 <input type="checkbox"/> その他	<p>●各ゾーンの環境保全の方向性（抜粋）</p> <p><讃岐阿波沿岸域></p> <p>【東讃ゾーン】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・白鳥海岸のハマヒルガオ、ハマボウ群生地、竹居漁港のウバメガシなどの貴重な植生や生態系に配慮する。 ・沿岸域一帯に広く分布する藻場や点在する干潟の保全に努める。 <p>【高松ゾーン】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・屋島や香西から生島地区の沿岸域に分布する藻場や干潟の保全に努める。 <p>【五色台ゾーン】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・背後地は瀬戸内海国立公園や鳥獣保護区に指定されており、海岸景観への配慮や貴重な植生や生態系に配慮する。 ・沿岸域一帯に分布する藻場や干潟の保全に努める。 <p>【坂出・丸亀ゾーン】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・沿岸域に分布する藻場や干潟の保全に努める。 <p>【詫間港・塩飽諸島ゾーン】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・津鳴神社のウバメガシ、詫間のアッケシソウなどの貴重な植生や優れた海岸景観に配慮する。 ・沿岸域一帯に広く分布する藻場や点在する干潟の保全に努める。 <p>【小豆島・直島ゾーン】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当浜のヤブツバキ林、皇子神社叢のウバメガシなどの貴重な植生や優れた海岸景観に配慮する。 ・沿岸域に広く分布する藻場や点在する干潟の保全に努める。 <p><燧灘沿岸域></p> <p>【北部ゾーン】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全海域が瀬戸内海国立公園に指定されており、海岸景観への配慮や有明浜の海浜植物に代表される貴重な自然環境の保護・保全に努める。 <p>【南部ゾーン】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自然環境に影響を及ぼす行為をできるだけ回避し、良好な環境の創造に配慮する。
空間種別	<input checked="" type="checkbox"/> 広域（流域・県単位） <input type="checkbox"/> 中域（市町村単位） <input type="checkbox"/> 狭域（地区・箇所単位）	
策定年度	平成 15 年度（平成 18 年度一部修正）	
策定主体	香川県	
対象区域	香川県沿岸全域	
目的	<p>国では、海岸の防護、環境及び利用の調和の取れた総合的な海岸の保全を計画的に推進し、地域の実情に応じた海岸保全を進めていくため、海岸法を一部改正し、「海岸保全基本方針」策定した。</p> <p>海岸保全基本計画は、国の定める「海岸保全基本方針」に基づき、各海岸の整備の方向性や保全施設の整備内容について県が策定するものである。</p>	
概要	<p>香川県では、「燧灘沿岸 海岸保全基本計画」及び「讃岐阿波沿岸 海岸保全基本計画」を策定しており、対象となる讃岐阿波沿岸域及び燧灘沿岸域について、自然特性の現況、社会特性の現況、海岸保全の現況、利用特性の現況の4つの特性を総合的な観点から整合を図り、下記のように讃岐阿波沿岸域を4ゾーンに、燧灘沿岸域を2ゾーンに区分し、各ゾーンにおける防護、環境保全、利用面からの方向性を定めている。</p> <p><讃岐阿波沿岸域> 東讃ゾーン、高松ゾーン、五色台ゾーン、坂出・丸亀ゾーン、詫間港・塩飽諸島ゾーン、小豆島・直島ゾーン</p> <p><燧灘沿岸域> 北部ゾーン、南部ゾーン</p>	
連携機関	愛媛県、徳島県	<p>【エコ・ネット形成に関連した個別施策・事業等】</p> <p>海岸保全施設に整備に関する基本的な事項において、ゾーンごとの基本方針を踏まえて「施設整備の必要性を検討する区域」を選定するとともに、防護・環境・利用面の各視点から現況を評価し、海岸の長期的な整備の方向性を検討している。</p>
参照	<input checked="" type="checkbox"/> URL (http://www.pref.kagawa.jp/kowan/outline02-3.html) <input type="checkbox"/> 参考文献	

愛媛県海岸保全基本計画

【計画の概要】		【エコ・ネット形成に関連した方針等】
計画分類	<input type="checkbox"/> 河川整備基本方針・河川整備計画 <input checked="" type="checkbox"/> 海岸保全計画 <input type="checkbox"/> 広域緑地計画 <input type="checkbox"/> 緑の基本計画 <input type="checkbox"/> その他	<p>●各沿岸での環境面での基本方針</p> <p><燧灘沿岸> 海峡や他島海独特の自然景観を有するとともに、カブトガニの繁殖地や貴重な鳥類の飛来地として知られる加茂川河口西干潟が現存するなど、瀬戸内の貴重な自然環境が残されており、こうした周辺の自然環境に支障を及ぼす行為をできるだけ回避し、自然との共生を図ることで、環境に配慮した海岸づくりを目指し、優れた海岸環境を次世代に継承していく。</p> <p><伊予灘沿岸> 藻場が沿岸一帯に分布する他、鳥類の飛来地で知られる重信川河口干潟が現存するなど、貴重な自然環境を有しており、こうした周辺の自然環境に支障を及ぼす行為をできるだけ回避し、自然との共生を図ることで、環境に配慮した海岸づくりを目指し、優れた海岸環境を次世代に継承する。</p> <p><豊後水道東沿岸> 変化に富んだリアス式海岸などによる独特な自然景観を有し、サンゴの群集地、亜熱帯植物群落等の生息地など貴重な自然が多く残されており、こうした周辺の自然環境への支障を及ぼす行為をできるだけ回避するとともに、身近な藻場などにも配慮し、自然環境と共生する海岸づくりを推進し、豊後水道東沿岸の優れた自然環境を次世代に継承する。</p>
空間種別	<input checked="" type="checkbox"/> 広域（流域・県単位） <input type="checkbox"/> 中域（市町村単位） <input type="checkbox"/> 狭域（地区・箇所単位）	
策定年度	平成 15 年度	
策定主体	愛媛県	
対象区域	愛媛県沿岸全域	
目的	<p>国では、海岸の防護、環境及び利用の調和の取れた総合的な海岸の保全を計画的に推進し、地域の実情に応じた海岸保全を進めていくため、海岸法を一部改正し、「海岸保全基本方針」策定した。</p> <p>海岸保全基本計画は、国の定める「海岸保全基本方針」に基づき、各海岸の整備の方向性や保全施設の整備内容について県が策定するものである。</p>	
概要	<p>愛媛県海岸保全基本計画では、「人にも自然にも愛がある えひめの海岸づくり」を愛媛県全体の海岸保全に関する基本理念とし、「燧灘沿岸」「伊予灘沿岸」「豊後水道東沿岸」の3沿岸について計画を策定している。このうち「燧灘沿岸」は香川県と、「豊後水道東沿岸」は高知県と共同して策定しており、それぞれの沿岸特性に応じた海岸保全の実現を目指している。</p> <p>各沿岸については、燧灘沿岸が「安全で豊かなふれあいを育む海岸づくり」、伊予灘沿岸が「人にも自然にも暖かく明るい伊予の海岸づくり」、豊後水道東沿岸が「郷土の暮らしを守り、独特の雄大な海岸環境を活かした海岸づくり」をそれぞれの海岸保全に関する基本理念に掲げ、防護面、環境面、利用面での基本方針を定めるとともに、海岸の保全に関する基本的な事項と海岸保全施設整備に関する事項を定めている。</p>	
連携機関	香川県、高知県	
参照	<input checked="" type="checkbox"/> URL (http://www.pref.ehime.jp/070doboku/060kouwankaigan/00005742041124/kihon.htm) <input type="checkbox"/> 参考文献	

【エコ・ネット形成に関連した個別施策・事業等】

愛媛県の海岸のうち、災害から背後の人命や財産を守る施設を検討する必要がある海岸を「保全対象海岸」とし、防護面、環境面、利用面の総合的な視点から4つのタイプに海岸を区分し、海岸整備を行うための配慮事項と整備の方向性を示している。また、今後概ね20年間に整備すべき海岸を「整備対象海岸」として抽出している。

高知県海岸保全基本計画

【計画の概要】		【エコ・ネット形成に関連した方針等】
計画分類	<input type="checkbox"/> 河川整備基本方針・河川整備計画 <input checked="" type="checkbox"/> 海岸保全計画 <input type="checkbox"/> 広域緑地計画 <input type="checkbox"/> 緑の基本計画 <input type="checkbox"/> その他	<p>●ゾーン別環境面の基本方針</p> <p>①室戸岬東ゾーン ・良好な生物生息場となる藻場（ガラモ場）の適正な保全・回復に努める。</p> <p>②室戸岬西ゾーン ・アカウミガメ産卵場や造礁サンゴなど地域の優れた自然環境の保護・保全に努める。</p> <p>③安芸ゾーン ・海岸環境保全に対する啓発活動として、親しみやすく潤いのアル海岸の保全を図る。</p> <p>④高知中央ゾーン ・手結岬のサンゴ群生地や内湾域特有の多様な生態系の保全・回復に努める。</p> <p>⑤土佐横波ゾーン ・須崎湾県立自然公園の優れた自然環境や雄大な海岸景観の保全を図る。</p> <p>⑥土佐西南ゾーン ・良好な生物生息空間となる藻場の適正な保全・回復に努める。</p> <p>⑦足摺岬東ゾーン ・足摺宇和海国立公園の風光明媚な海岸景観や豊かな自然環境の保全・継承を図る。</p> <p>・良好な生物生息場となる藻場や干潟などの適正な保全・回復に努める。</p> <p>⑧足摺岬西ゾーン ・様々な生物の生息場となる藻場などの優れた海岸環境や、足摺岬のサンゴ礁や亜熱帯植物群落に代表される独特の自然環境に配慮し、多様な生態系の保全・回復に努める。</p>
空間種別	<input checked="" type="checkbox"/> 広域（流域・県単位） <input type="checkbox"/> 中域（市町村単位） <input type="checkbox"/> 狭域（地区・箇所単位）	
策定年度	平成 14 年度	
策定主体	高知県	
対象区域	高知県沿岸全域	
目的	<p>国では、海岸の防護、環境及び利用の調和の取れた総合的な海岸の保全を計画的に推進し、地域の実情に応じた海岸保全を進めていくため、海岸法を一部改正し、「海岸保全基本方針」策定した。</p> <p>海岸保全基本計画は、国の定める「海岸保全基本方針」に基づき、各海岸の整備の方向性や保全施設の整備内容について県が策定するものである。</p>	
概要	<p>高知県では、沿岸域のすぐれた自然や景観を保全しつつ、安全で快適な生活空間を守ることを前提に、地域特性を活かした海岸保全の推進に向け、自然環境（地形等）、社会環境（アクセス等）、利用状況（沿岸施設等）、海岸特性（侵食、高潮、津波等）などの地域特性を整理し、計画の策定区分や推進体制等の面から行政区界、沿岸区分についても考慮の上、高知県沿岸域を①室戸岬東ゾーン、②室戸岬西ゾーン、③安芸ゾーン、④高知中央ゾーン、⑤土佐横波ゾーン、⑥土佐西南ゾーン、⑦足摺岬東ゾーン、⑧足摺岬西ゾーンの8つに区分し、それぞれについて防護、環境、利用面の方針を定めている。</p> <p>なお、海岸保全基本計画を策定すべき海岸区分として高知県では「海部灘沿岸」（徳島県と共同）、「土佐湾沿岸」「豊後水道東沿岸」（愛媛県と共同）が関係しており、それぞれの沿岸別に、隣接県と共同で基本理念と基本方針を定めている。</p>	
連携機関	愛媛県、徳島県	
参照	<input checked="" type="checkbox"/> URL (http://www.pref.kochi.jp/~kaigan/kihonkeikaku/kihonkeikaku.html) <input type="checkbox"/> 参考文献	

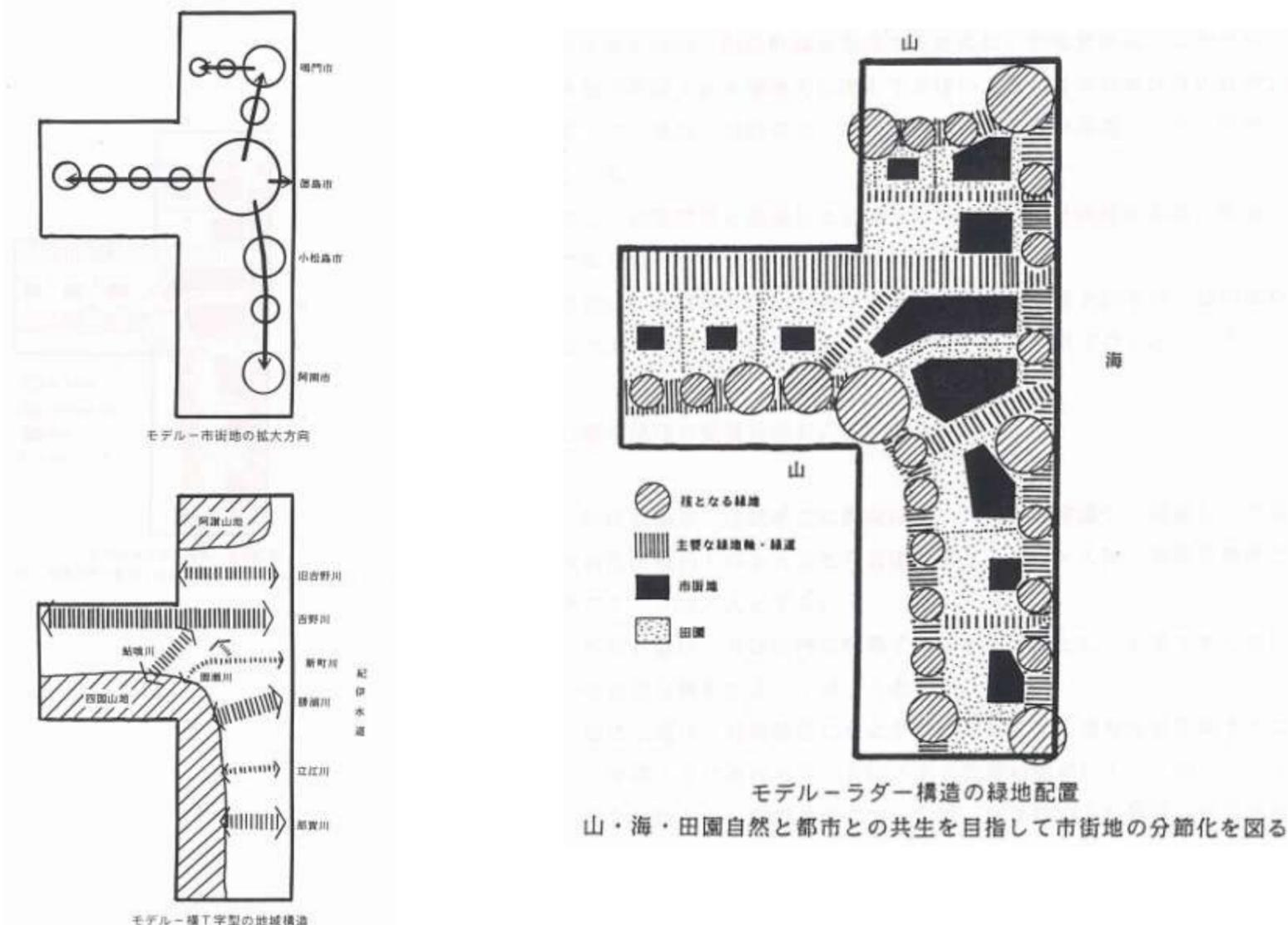
【エコ・ネット形成に関連した個別施策・事業等】

浦戸湾、浦ノ内湾、須崎湾、宿毛湾については、閉鎖性～半閉鎖性の無い湾となっているため、ゾーン別の方針に加え、海辺空間の保全や水質・底質の改善、期中尾奈生物群の保全などを含めた整備基本方針が定められている。

徳島東部都市計画区域緑のマスタープラン計画

【計画の概要】		【エコ・ネット形成に関連した方針等】
計画分類	□河川整備基本方針・河川整備計画 □海岸保全計画 ■広域緑地計画 □緑の基本計画 □その他	<p>●緑地の配置計画のうち、環境保全系統の配置方針の概要</p> <p>都市の自然的骨格を形成する緑や居住地近辺にあって、住民の生活の中にシンボルとして溶け込んでいる緑の保全と育成を図る。また、都市内において住民の生物とのふれあいを確保し共生を図っていくために、動植物の生息地または生育地としての特性を持つ緑地の保全と育成を図る。</p> <p>①鳴門市島田島から孫崎、大毛島、岡崎海岸、大手海岸、大神子海岸、阿南市の北の脇海岸等の橋湾に至る海岸線の緑の保全を図る。</p> <p>②吉野川、旧吉野川、今切川、鮎喰川、勝浦川、那賀川等の河川緑地を都市内の緑地及びバイオロードとして保全を図る。</p> <p>③市街地近郊樹林として鳴門市の木津、大谷、板東の山麓、徳島市の眉山山麓、徳島城跡、大谷、勝占、丈六の山麓、羽ノ浦町の春日野の山麓、阿南市の津乃峰、橘の山麓、鴨島町の向麻山などの保全を図る。</p> <p>④市街地内に残る神社及び街の中に均等に配置された学校の緑化、保全を図る。</p> <p>⑤歴史的文化的に意義の高い文化財の集積地域を緑化する。</p> <p>⑥工業系と住居形が隣接する地域については、緩衝緑地を計画する。</p>
空間種別	■広域（流域・県単位） □中域（市町村単位） □狭域（地区・箇所単位）	
策定年度	平成6年度	
策定主体	徳島県	
対象区域	徳島東部都市計画区域	
目的	<p>都道府県広域緑地計画とは、「緑のマスタープラン策定に関する今後の方針（昭和56年9月建設省都市局都市計画課長通達）」に基づき、都道府県が策定主体となり、都市計画区域全域について広域的観点から策定するものである。</p> <p>徳島県では、徳島市をはじめとする4市6町（※策定時）の市街地を中心とした徳島東部都市計画区域を対象に、都市づくりにおいて環境部門の基本計画となり緑のマスタープランを策定している。</p>	
概要	<p>21世紀をみすえた都市環境計画として、以下の5つの基本方針のもとに計画の策定を行っている。</p> <p>①住民の環境問題への関心の高まりに応え、都市と自然の共生をめざし、都市の環境保全に資する緑地を計画的に配置する。（環境保全系統）</p> <p>②高齢化社会の到来に対応しつつ、福祉型都市社会の建設をめざし、人にやさしい緑地をきめ細かく配置する。（レクリエーション系統）</p> <p>③公害の無い、また、震災等の災害発生時における安全性の高い都市づくりを目指し、防災に資する緑地を計画的に配置する。（防災系統）</p> <p>④郷土のアイデンティティの源泉となり、また新しい郷土の誇りとなる緑地景観を形成するものとし、都市緑地景観形成に資する緑地を計画的に配置する。（景観系統）</p> <p>⑤全体として上記4系統を統合し、豊かな自然環境と共生し安全でアメニティ豊かな都市づくり、健康で文化的な都市づくりを目標に、計画的に緑地の配置を行うとともに、これらを具体化するプログラムや実現の方策を定める。</p>	
連携機関	—	【エコ・ネット形成に関連した個別施策・事業等】
参照	□URL ■参考文献（徳島県東部都市計画区域緑のマスタープラン計画書）	特記なし

総合的な緑地の配置方針概念図



徳島市緑の基本計画

【計画の概要】		【エコ・ネット形成に関連した方針等】
計画分類	<input type="checkbox"/> 河川整備基本方針・河川整備計画 <input type="checkbox"/> 海岸保全計画 <input type="checkbox"/> 広域緑地計画 <input checked="" type="checkbox"/> 緑の基本計画 <input type="checkbox"/> その他	<p>●緑化方針において、下記が定められている。(抜粋)</p> <p><自然とふれあえる空間の確保> 市街地内にある緑は、身近に四季折々の変化を感じさせるとともに、鳥などの小動物の生息域や移動経路としての貴重な空間となっています。このため、市街地内にある公園、緑地、その他公共施設、樹林等を都市内の自然生態系の拠点として野生動物の生息地や休息地の形成に資するような緑化を行い、市民が自然を身近に感じ、観察し、自然とふれあえるまちづくりを行います。</p> <p><骨格となる緑地の保全とネットワーク化> 市街地南西部に広がる緑豊かな山地は、本市において最も大きな自然緑地軸を形成しています。これらの山地は、眉山や日峯山等の市街地に隣接する山林・丘陵とともに、市街地の無秩序な拡大を防ぎ、良好な緑地を提供するため、地域制緑地に指定する等、積極的に保全します。</p> <p>市街地北部を貫流する四国一の大河・吉野川は、本市において最も大きな河川軸を形成しています。また、市街地内を環状に流れる大規模な河川は、本市の特徴であり、市街地の規模や形態に大きく寄与し、骨格を形成しています。本市の特徴でもあり、身近で良好な自然環境を市民に提供しているこれらの河川を、市街地を形づくる河川緑地軸として整備・保全します。</p> <p>これら骨格となる緑地や水辺をネットワーク化することにより、本市のグリーンベルトとして生態系の保全と都市環境の維持を図ります。</p>
空間種別	<input type="checkbox"/> 広域（流域・県単位） <input checked="" type="checkbox"/> 中域（市町村単位） <input type="checkbox"/> 狭域（地区・箇所単位）	
策定年度	平成 14 年度	
策定主体	徳島市	
対象区域	徳島県徳島市全域	
目的	<p>都市緑地法に基づき、市町村が、緑地の保全や緑化の推進に関して、その将来像、目標、施策などを定める基本計画。</p> <p>徳島市では、『人と自然が共生する「花と水と緑の市民協働都市」を目指して』を基本理念として、市民と行政が協働して、都市の骨格となる河川や山稜の保全に努め、市街地の中に積極的に緑の広がりをつながりを生み出すことにより、人と自然が共生する安全で快適な街づくりを目指すこととしている。</p>	
概要	<p>計画の基本方針において、「緑の環境を守り、活かす」「緑の拠点を つくる」「緑を広める」の3つを設定し。この3つの視点から緑化施策に関する基本的な方針を定めている。</p> <p>緑化方針における基本施策には、「自然と親しみ、ふれあう」「緑の軸（ネットワーク）をつくる」が位置づけられており、自然生態系への配慮やネットワークの視点から、自然とふれあえる空間の確保やまちなかの緑のネットワークの形成、骨格となる緑地の保全とネットワーク化、新たな景観を創り出す緑地の配置が施策の展開方針として設定されている。</p>	<p>【エコ・ネット形成に関連した個別施策・事業等】</p> <p>特記なし</p>
連携機関	市民、企業	
参照	<input type="checkbox"/> URL <input checked="" type="checkbox"/> 参考文献（徳島市緑の基本計画）	

緑の将来像図



高松市緑の基本計画

【計画の概要】		【エコ・ネット形成に関連した方針等】
計画分類	<input type="checkbox"/> 河川整備基本方針・河川整備計画 <input type="checkbox"/> 海岸保全計画 <input type="checkbox"/> 広域緑地計画 <input checked="" type="checkbox"/> 緑の基本計画 <input type="checkbox"/> その他	<p>●緑地の配置計画において以下が定められている。(抜粋)</p> <p><良好な自然地、歴史的風土を支える緑地の保全></p> <ul style="list-style-type: none"> ・主要な社寺境内林及び各指定文化財周辺の緑は、歴史的風土の伝承を図る上で重要な緑地であり、保全を図ります。 ・自然の大切さを理解する為、かつては身近に見られたチョウやトンボなどをはじめとする様々な生き物の繁殖の様子が観察できる緑地を保全、整備していくと共に、本市の田園風景となるような市内に点在するため池等の緑地の保全を図ります。 ・紫雲山など市街地内の樹林地及び周辺の農用地は、良好な緑として、その保全・活用を図ります。 ・良好な樹林地等について、地域制緑地の指定による保全に努めます。 <p><緑の連続性、緑地のネットワークの形成></p> <ul style="list-style-type: none"> ・香東川、春日川、新川等の本市の主要な河川は、山地部から市街地、海岸部を結び、多様な生物の生息空間となっている為、その生息空間の保全を図ります。また、親水空間の確保、都市公園等の河川沿いへの重点的配置等の検討を図り、上流域の森林と下流域の市街地の緑との連続性を確保します。 ・主要な幹線道路は、街路樹等の整備を行うと共に、歩行者空間の確保に努めます。 ・自転車道や歩行者専用道等の緑道の配置を推進し、緑地相互の有機的なネットワークの構築を図ります。これにより、自転車や歩行者が安全に楽しみながら緑地を訪ねていくことが可能となります。 ・河川、街路樹等の緑の軸が連続することで、点の緑地と、帯状の緑をつなぐネットワークが形成され、特に生態系、景観的機能の確保を図ります。
空間種別	<input type="checkbox"/> 広域（流域・県単位） <input checked="" type="checkbox"/> 中域（市町村単位） <input type="checkbox"/> 狭域（地区・箇所単位）	
策定年度	平成14年度	
策定主体	香川県高松市	
対象区域	香川県高松市全域	
目的	<p>都市緑地法に基づき、市町村が、緑地の保全や緑化の推進に関して、その将来像、目標、施策などを定める基本計画。</p> <p>高松市では、「みどりあふれる人にやさしいまち 高松」を基本理念として、緑に関連する施策の推進や市民、事業者、行政の協働による緑化の推進、自然と共生できるまちづくりの推進を念頭におきつつ、ふるさととして誇れる、緑あふれるまちづくりについて定めている。</p>	
概要	<p>基本理念の実現に向けて、以下の4つの基本方針が掲げられている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・みどりをまもり、つたえる まちづくり ・みどりを活かせる まちづくり ・身近なみどりをつくり、育てる まちづくり ・みどりを育む仲間をふやす まちづくり <p>この4つの基本方針に基づき、実現のための施策の整理や計画目標の設定を行っている。</p> <p>また、環境保全、レクリエーション、防災、景観構成の4系統の緑地の配置及び都市緑化に関する方針を定めており、環境保全系統緑地において、「自然共生型の都市環境の骨格を形成する緑地の確保」、「都市生活環境の向上に資する緑地の保全と拡充」、「地域の特性に応じた緑地の保全と活用」が方針として定められている。</p>	
連携機関	県・市町村・県民・民間団体・事業者	<p>【エコ・ネット形成に関連した個別施策・事業等】</p> <p>太田第2周辺地区を緑化重点地区として定め、地区緑化のテーマを「のびやかなみずとみどりにとぎわいー水と緑の回廊づくりー」とし、ため池や神社参道、公園緑地などを快適な歩行者空間によってネットワークした緑化の推進を図っている。</p>
参照	<input checked="" type="checkbox"/> URL (http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/621.html) <input type="checkbox"/> 参考文献	

緑の将来像図



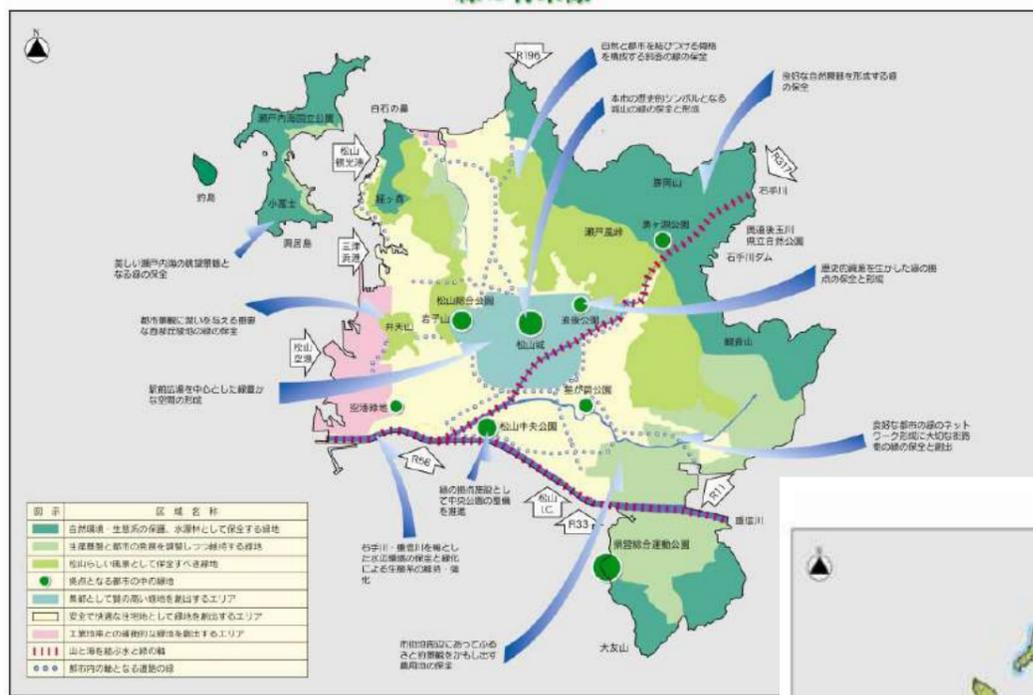
緑化重点地区位置図



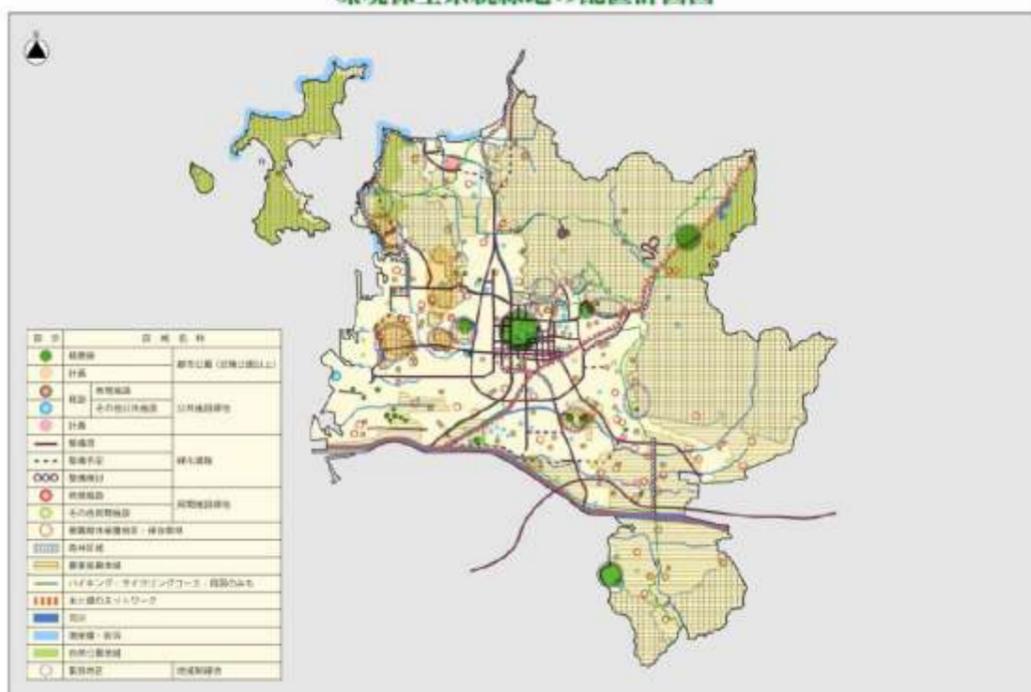
松山市緑の基本計画

【計画の概要】		【エコ・ネット形成に関連した方針等】
計画分類	□河川整備基本方針・河川整備計画 □海岸保全計画 □広域緑地計画 ■緑の基本計画 □その他	<p>「環境保全系統緑地」の緑の配置方針において以下が定められている。</p> <p><都市の骨格となる緑地> 近年、都市化の進展にともない、都市の骨格となる緑地が喪失しつつあることから、市街地を取り囲む斜面緑地、山地等の緑を早急に保全することが求められている。 また、地球規模で見た環境保全の観点からもこのような緑の維持・保全が重要となっている。 このようなことから、山地・丘陵地、大規模な都市公園、道路の街路樹、河川等を都市の緑の骨格となる緑地という観点で配置していくものとする。</p> <p><貴重な生態系・植生の維持・保全> 自然公園地域や市街地内河川等の豊かな自然環境の維持・保全により、動植物の生息環境を守り、人間と自然との共生を図っていくことが重要となっていることから、それぞれの自然特性を踏まえつつ、貴重な生態系や植生の維持・保全、ネットワーク化に資する緑地という観点で生態系、植生の保全に寄与する緑地を配置し、都市と自然の共存を目指していくものとする。</p>
空間種別	□広域（流域・県単位） ■中域（市町村単位） □狭域（地区・箇所単位）	
策定年度	平成 15 年度	
策定主体	愛媛県松山市	
対象区域	愛媛県松山市都市計画区域	
目的	<p>都市緑地法に基づき、市町村が、緑地の保全や緑化の推進に関して、その将来像、目標、施策などを定める基本計画。</p> <p>松山市では、「身近に緑があふれ、自然の大切さを実感できるまち」を緑の将来像に定め、協働し、自然、都市、歴史、文化が調和した『緑の松山』をともに創ることを基本理念としている。</p>	
概要	<p>緑の将来像の実現方針において、「自然環境・生態系の保護、水源林として保全する緑地」「山と海を結ぶ水と緑の軸」「都市内の軸となる道路の緑」などが位置づけられており、生態系豊かで優れた自然環境の維持・保全や、水と緑の軸となる河川緑地の整備・活用、緑地を結ぶ市街地内ネットワークとして重要な街路樹の維持・保全および創出などが定められている。</p> <p>また、緑の将来像の実現に向けた計画の基本方針として、「緑あふれるうらおいのまちづくり」「豊かな自然が継承されるまちづくり」「みんなではぐくむ緑のまちづくり」「歴史と文化の薫るまちづくり」を定め、基本方針に基づいた基本施策と具体的施策・事業について定めている。</p>	【エコ・ネット形成に関連した個別施策・事業等】
連携機関	県・市町村・県民・民間団体・事業者 等	特記なし
参照	■ URL (http://www.city.matsuyama.ehime.jp/tosseisk/1178518_995.html) □参考文献	

緑の将来像



環境保全系統緑地の配置計画図



高知市緑の基本計画

【計画の概要】		【エコ・ネット形成に関連した方針等】
計画分類	□河川整備基本方針・河川整備計画 □海岸保全計画 □広域緑地計画 ■緑の基本計画 □その他	<p>●環境保全系統の緑地の配置計画</p> <ul style="list-style-type: none"> 北山山系、鷲尾山山系、五台山、鉢伏山、高天ヶ原山、桂浜周辺、大畑山の山地及び丘陵地の樹林地を地域生態系の骨格、及び地域気候を形成する緑地として保全する。なお、緑地保全の方向としては、植林地、農地・果樹園については、現状の土地利用の維持を前提とし、生態学的に有意義な形態の保持または改善を目指す。また、自然林については、極相林への移行を前提とし、適正な保全と維持管理を目指す。 鏡川、浦戸湾は、生態系のネットワーク、都市気候の調整の上で特に重要であることから環境保全系統緑地の主たる骨格軸として位置づけ、その保全に努めるとともに河川構造の生態学的な改善を図る。 高知城、旭地区周辺の丘陵地、その他山地部に隣接した小丘陵等の樹林地を、市街地内のピオトープとして保全する。 国分川、久万川、江ノ口川、舟入川、下田川（介良川）、神田川を河川系の補助軸として位置づけ、河川の生態系の活性化と河畔の緑地形成に努める。とくに、久万川、江ノ口川は、鏡川、及び旭地区周辺の樹林地と連携させ、中心市街地内での生態学的回廊を形成する。 上記の連携を完成させるため、旭地区周辺の残存農地の保全に特に留意する。 東部農業地帯については、農地の持つ生態学的意義、新市街地の気候形成を考慮して、まとまった形で農地を保全する。 都市公園、鎮守の森を骨格となる緑地を補完する緑地として、市域に分散配置する。ただし、河川軸、農地等と連携して有効なコリド一の形成が期待できる、久万川、旭丘陵地、岩ヶ淵周辺では、生態的な連続性に考慮した線状配置を検討する。
空間種別	□広域（流域・県単位） ■中域（市町村単位） □狭域（地区・箇所単位）	
策定年度	平成8年度	
策定主体	高知市	
対象区域	高知市全域（合併前の鏡村，土佐山村，春野町を除く）	
目的	<p>都市緑地法に基づき、市町村が、緑地の保全や緑化の推進に関して、その将来像、目標、施策などを定める基本計画。</p> <p>高知市では、地球的視野に立った目的意識と、環境への負荷の少ない循環を基調とする社会システムの実現や、種の多様性の保全の観点から、多くの野生生物の生息できるような本来の自然形態を重視した計画の検討を行っている。</p>	
概要	<p>高知市緑の基本計画では、以下の3点を基本理念として、緑の将来像と今後の施策の位置づけを行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> 緑のもつ多様な機能を正當に評価し、各種の開発事業との調整を図る。 緑の機能が十分発揮される規模を確保し、維持する。 健全で生き生きとした緑を育む。 <p>上記の基本理念を踏まえ、「ひろがる緑いきいきわが街」一健全な生態系と循環系を目指して一を緑の将来像として定め、生態学的に優れた構造と多様性を持つ緑などの保全と創出を図るべく、緑の量の確保と質の向上を図ることとして、基本方針や緑地配置の方針等を定めている。</p> <p>また、上記の方針等に即し、緑地の保全及び緑化の推進のための施策を整理するとともに、その実現に向けた施策の方針を定めている。</p>	
連携機関	民間、市民	<p>【エコ・ネット形成に関連した個別施策・事業等】</p> <p>緑化の推進を重点的に図るべき地区の設定を行い、地区別の緑化の基本方針と目標を定めるとともに、具体的な緑化手法を定めている。</p>
参照	□URL ■参考文献（高知市緑の基本計画）	

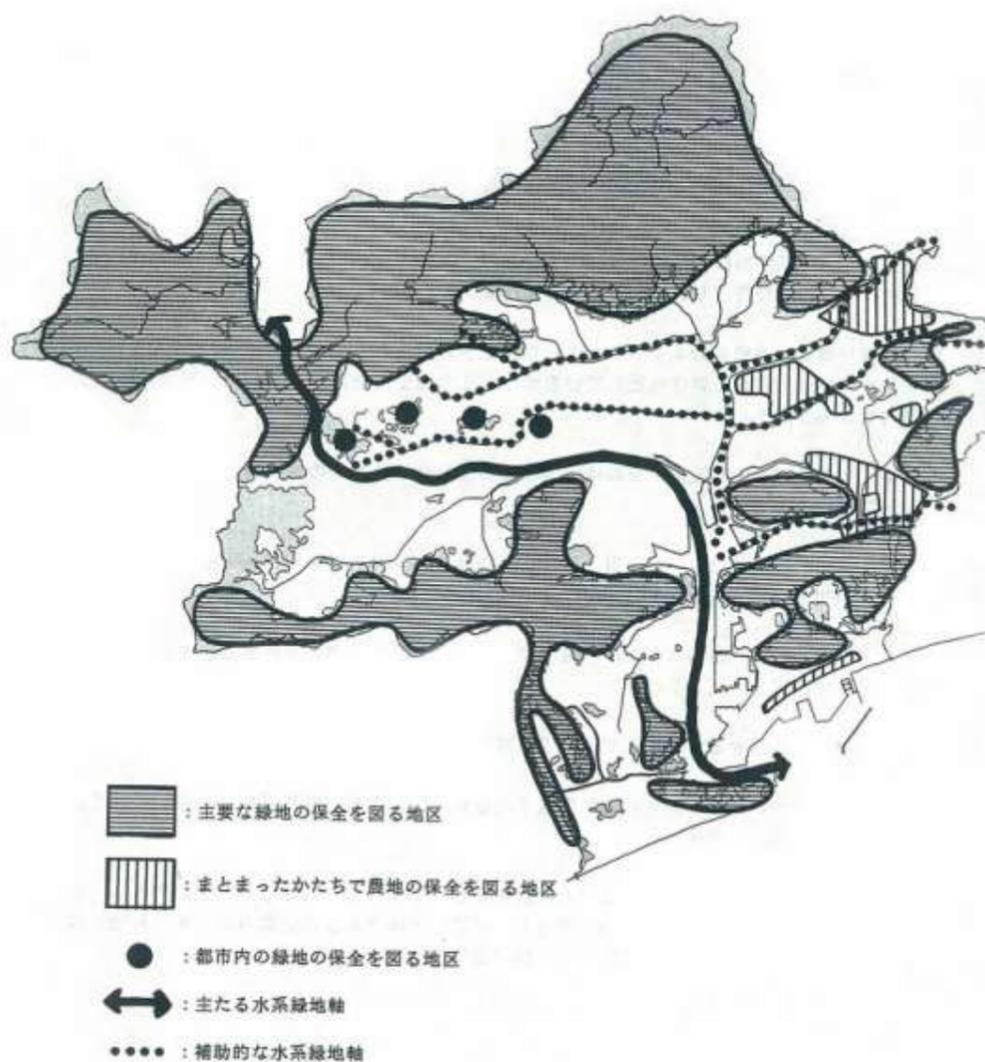


図25 環境保全系統の緑地の配置

仁淀川水系河川環境管理基本計画

【計画の概要】		【エコ・ネット形成に関連した方針等】
計画分類	<input type="checkbox"/> 河川整備基本方針・河川整備計画 <input type="checkbox"/> 海岸保全計画 <input type="checkbox"/> 広域緑地計画 <input type="checkbox"/> 緑の基本計画 ■その他	<p>●地域的基本方針</p> <p>①自然環境の保全 動植物の生息環境に配慮し、仁淀川の特徴である清涼な流れと豊かな緑が織りなす河川特有の自然環境の保全を図る。</p> <p>②憩いの水辺空間の創造 水と緑の豊かな環境を活かし、身近に自然と接することができる水辺空間を創造する。</p> <p>③快適なレクリエーション空間の創造 広々とした高水敷や水辺を活用し、人々のリフレッシュの場として、スポーツやレクリエーションが楽しめる快適な空間を創造する。</p> <p>④「水と歴史」のネットワークの形成 仁淀川の優れた自然環境・河川景観・レクリエーション空間等とに淀川をとりまく歴史・文化的施設、公園・緑地等とを有機的に結び、その機能を効果的に発揮できるよう、また利用できるよう、地域に密着したネットワークを形成する。</p>
空間種別	■広域（流域・県単位） <input type="checkbox"/> 中域（市町村単位） <input type="checkbox"/> 狭域（地区・箇所単位）	
策定年度	平成元年度	
策定主体	国土交通省、愛媛県、高知県	
対象区域	仁淀川水系	
目的	<p>水と緑のオープンスペースである仁淀川の広大な河川空間は、健康・運動の場、憩いとやすらぎの場、自然とのふれあいの場として見直され、河川空間に対する要望も環境保全、施設の利用等多様化し、かつ強いものとなってきている。</p> <p>そのため、流域の将来の動向を踏まえた長期的展望にたち、仁淀川の望ましい河川像を追求するとともに、治水・利水機能を確保しながら、仁淀川の河川環境の保全と創造についての基本的な指針を示し、適正な管理に資することを目的として、「仁淀川水系河川環境管理基本計画」の策定を行ったものである。</p>	
概要	<p>本来河川環境管理基本計画は、河川空間環境管理と水環境管理から構成されるものであるが、本計画では河川空間環境管理について定めている。</p> <p>「自然とふれあひリフレッシュ 我が恵みの仁淀川」を基本理念に、全体的基本方針、地域的基本方針を定めるとともに、河川空間を流域及び河川の特性に応じてブロック区分し、ブロック別に管理方針を定めている。</p> <p>さらに、河川空間に対し多様な要請がある区域等においては、河川空間の保全と利用を適正に行うために、河川空間管理計画を定めることとしており、地域住民の生活環境の向上等を図ることが可能な区域において、空間配置計画、施設配置計画を定めることとしている。</p>	<p>【エコ・ネット形成に関連した個別施策・事業等】</p> <p>ブロック別の管理方針や河川空間の整備に関する基本方針を踏まえ、河川工事及び占用許可等にあたって配慮すべき事項を定めるとともに、河川周辺地域における河川区域と一体的に保全あるいは利用することが望ましい施策等（公園、緑地、都市計画法等に基づく行為規制、道路事業）との調整に関する方針も定めている。</p>
連携機関	関係行政機関	
参照	<input type="checkbox"/> URL ■参考文献（仁淀川水系河川環境管理基本計画）	

物部川水系河川環境管理基本計画

【計画の概要】		【エコ・ネット形成に関連した方針等】
計画分類	<input type="checkbox"/> 河川整備基本方針・河川整備計画 <input type="checkbox"/> 海岸保全計画 <input type="checkbox"/> 広域緑地計画 <input type="checkbox"/> 緑の基本計画 ■その他	<p>●地域的基本方針</p> <p>①自然環境の保全 動植物の生息環境に配慮し、物部川の特徴である清涼な流れと豊かな緑が織りなす河川特有の自然環境の保全を図る。</p> <p>②自然とふれあうせせらぎ空間の創造 物部川は表情豊かな景観を有する河川であり、自然とふれあひ楽しめるよう、親水性の高い河原など、人々に愛され続けるせせらぎ空間を創造する。</p> <p>③活力と潤いのあるレクリエーション空間の創造 スポーツ、レクリエーション、イベント等が楽しめる活力と潤いのある水辺空間を創造し、地域の活性化に寄与する。</p> <p>④物部川流域コミュニティ回廊の形成 物部川沿川の治水・利水にまつわる遺構、歴史・文化的施設、公園等と物部川の優れた自然環境、河川景観、レクリエーション空間等とを有機的に結び、一体的に活用できるようネットワークを形成する。</p>
空間種別	■広域（流域・県単位） <input type="checkbox"/> 中域（市町村単位） <input type="checkbox"/> 狭域（地区・箇所単位）	
策定年度	平成元年度	
策定主体	国土交通省、高知県	
対象区域	物部川水系	
目的	<p>水と緑のオープンスペースである物部川の広大な河川空間は、健康・運動の場、憩いとやすらぎの場、自然とのふれあいの場として見直され、河川空間に対する要望も環境保全、施設の利用等多様化し、かつ強いものとなってきている。</p> <p>そのため、流域の将来の動向を踏まえた長期的展望にたち、物部川の望ましい河川像を追求するとともに、治水・利水機能を確保しながら、物部川の河川環境の保全と創造についての基本的な指針を示し、適正な管理に資することを目的として、「物部川水系河川環境管理基本計画」の策定を行ったものである。</p>	
概要	<p>本来河川環境管理基本計画は、河川空間環境管理と水環境管理から構成されるものであるが、本計画では河川空間環境管理について定めている。</p> <p>「清流と歴史の物部川・やすらぎときらめきの川づくり」を基本理念に、全体的基本方針、地域的基本方針を定めるとともに、河川空間を流域及び河川の特性に応じてブロック区分し、ブロック別に管理方針を定めている。</p> <p>さらに、河川空間に対し多様な要請がある区域等においては、河川空間の保全と利用を適正に行うために、河川空間管理計画を定めることとしており、地域住民の生活環境の向上等を図ることが可能な区域において、空間配置計画、施設配置計画を定めることとしている。</p>	<p>【エコ・ネット形成に関連した個別施策・事業等】</p> <p>ブロック別の管理方針や河川空間の整備に関する基本方針を踏まえ、河川工事及び占用許可等にあたって配慮すべき事項を定めるとともに、河川周辺地域における河川区域と一体的に保全あるいは利用することが望ましい施策等（公園、緑地、都市計画法等に基づく行為規制、道路事業）との調整に関する方針も定めている。</p>
連携機関	関係行政機関	
参照	<input type="checkbox"/> URL ■参考文献（物部川水系河川環境管理基本計画）	

瀬戸内海創生構想（世代を越えて魅力と活気を育みつづける新瀬戸内海空間の創出）

【計画の概要】		【エコ・ネット形成に関連した方針等】
計画分類	<input type="checkbox"/> 河川整備基本方針・河川整備計画 <input type="checkbox"/> 海岸保全計画 <input type="checkbox"/> 広域緑地計画 <input type="checkbox"/> 緑の基本計画 ■その他	<p>●新瀬戸内海空間の創出に向けた取組の方向性 <豊かな自然を活かした『瀬戸内海環境圏』の創造> ○自然環境の広域的マネジメントの導入等により、世界に誇れる瀬戸内海環境の広域的な保全・修復・創造の推進</p> <p>[連携対策事例] ・瀬戸内海国立公園の整備促進による自然の保全及び人と自然との豊かなふれあいの促進 ・瀬戸内海環境共同マネジメントによる環境保全・修復・創造事業の推進 など</p> <p>○環境修復等の研究機能の充実・強化による、世界をリードする環境研究拠点の形成</p> <p>[連携対策事例] ・研究機関の広域連携による瀬戸内海環境CDEの設立 ・広域的な海洋環境モニタリング及びミティゲーションの強化 ・環境改善事業など産学官連携による海洋環境産業の育成と市場創出 など</p>
空間種別	■広域（流域・県単位） <input type="checkbox"/> 中域（市町村単位） <input type="checkbox"/> 狭域（地区・箇所単位）	
策定年度	平成16年度	
策定主体	瀬戸内海交流圏研究会	
対象区域	瀬戸内海全域	
目的	<p>本構想は、中国・四国の経済団体（中国経済連合会、四国経済連合会）及び瀬戸内海沿岸県（岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県）で構成する瀬戸内海交流圏研究会が主体となり、広域連携による産業と観光の活性化を目的として、広域静脈物流や国際観光、環境修復や沿岸域の総合管理の推進など、国土交通省等関係各界や福岡県、大分県、九州・山口経済連合会とも連携して、広域連携を機軸として瀬戸内海地域の新たな発展の方向と道筋を示すビジョンを策定したものである。</p>	
概要	<p>「世代を超えて魅力と活気を育みつづける新瀬戸内海空間の創出」を基本理念に据え、21世紀における瀬戸内海地域の新たな発展の方向とその道筋を示すビジョンとして、新瀬戸内海空間の姿を「地域の英知を結集し、自然環境の修復・再生と、自然環境と調和した沿岸域空間の利活用によって、内外にその潜在力を発揮し、国際競争力と魅力を高めながら真に持続的勝自立的に発展する地域」としている。</p> <p>また、構想推進に向けた施策の基本方針として、以下の5点が定められている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・従来の「開発」から地域資源を活かす「地域の管理（マネジメント）」への転換 ・瀬戸内海の自然の枠組みを活かした広域連携による一体的な圏域づくり ・多様な主体の参画による地域の知恵の結集 ・「瀬戸内海沿岸域の総合管理システム」の構築に向けた取組の推進 ・瀬戸内海沿岸域の重点的な活性化 	
連携機関	—	<p>【エコ・ネット形成に関連した個別施策・事業等】</p> <p>構想推進のための体制づくりとして、広域連携の推進体制の整備、総合管理システムの構築に向けた具体的取組み、わが国における瀬戸内海地域の位置づけの明確化の必要性が示されている。</p>
参照	■URL (http://www.psys.ne.jp/crrc/tosho/Shiryo.aspx) <input type="checkbox"/> 参考文献	